

Guideline for Open Data

オープンデータ化ガイドライン

国土交通分野の行政情報のオープンデータ化に向けた手引き

Project LINKS

国土交通省 情報政策本部 情報政策課

2025年5月 v1.0

Contents

はじめに

Project LINKSとは

オープンデータとは

オープンデータ化のための5ステップ

Step1. データの準備	①対象情報の状況確認 ②対象データの収集 ③対象情報のデータ化 ④対象情報のクレンジング
Step2. 個人情報等の確認	①個人情報の該当性の確認 ②対象データの利用目的の確認 ③法人等の権利利益の確認（法人その他の団体の権利利益、国や公共の安全等）
Step3. 秘匿化	①匿名化(行政機関等匿名加工情報の作成) ②統計化(統計情報の作成) ③その他秘匿化
Step4. 付帯データの作成	①データ仕様書の理解 ②データ構成(メタデータ)の作成 ③データ項目定義書の作成 ④コードリストの作成 ⑤ER図の作成 ※任意
Step5. オープンデータの公開	①オープンデータの公開先／連携先の検討 ②公開情報の確認 ③オープンデータサイトへの公開

はじめに

近年、あらゆる行政分野でデジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進が掲げられる中、データ活用の重要性が注目されています。

2024年からスタートした国土交通省のProject LINKSでは、省内各部局と連携し、紙やPDF等の情報を機械判読・二次利用可能な「データ」として構築し、その一部のオープンデータ化する取組を推進しています。

本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、オープンデータ化に必要な処理や手順、秘匿化の取り扱い等を示すものです。国土交通省の職員向けに、オープンデータ化の基本的考え方や具体的な処理方法の例を提供し、担当者の実務の参考となることを目指しています。

こんな方におすすめ！

オープンデータ化したい資料が
手元にある状況だけど、
やり方が分からない！

オープンデータ化するときに、
何に気を付ければよいか
分からない！

Project LINKS とは

What's Project LINKS ?

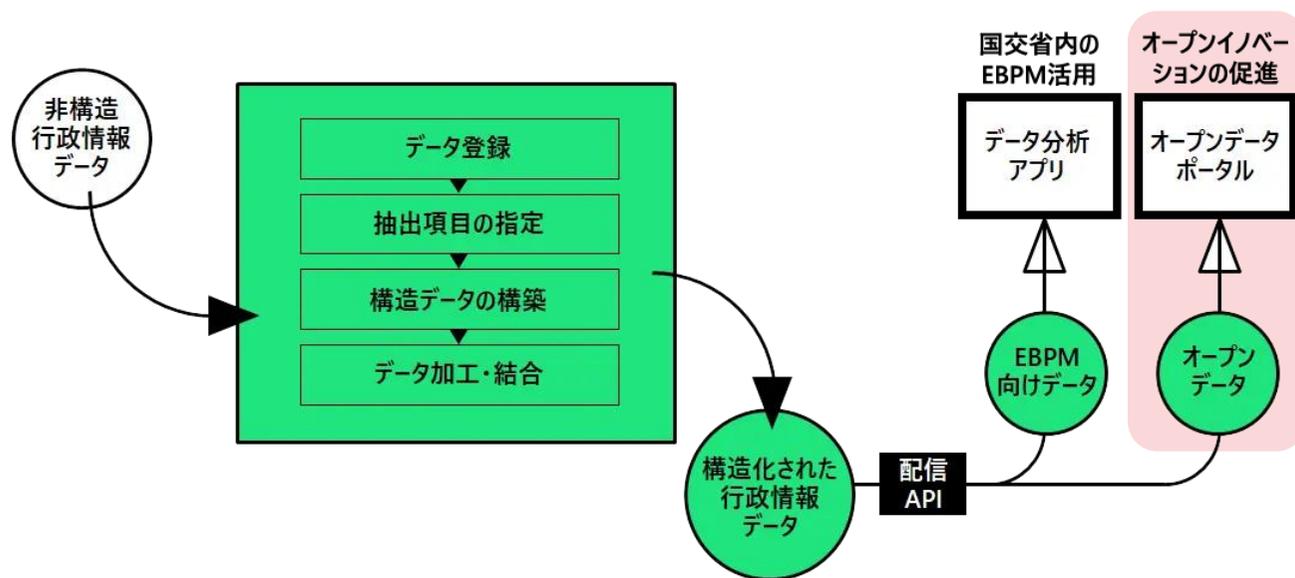
LINKS Veda (リンクス ベーダ)

Project LINKSでは、データ構築基盤である「LINKS Veda」を開発し、行政情報の再構築を行っています。

LINKS Vedaは、国土交通省が行政手続等を通じて保有するワードやエクセル、PDF、紙などの「非構造データ」を「構造データ」として再構築するためのソリューションです。

LLM(大規模言語モデル)を用いて自然言語を解析し、非構造データから意味情報を抽出し、指定されたカラムに格納することで、テーブルなどに構造化されたデータを自動生成します。

先進技術を駆使したLINKS Vedaの開発により、これまで「宝の持ち腐れ」となっていた大量の行政情報をデータとして扱うことが可能となりました。



LINKS Vedaを用いたデータ作成やオープンデータ化をご検討の際は、総合政策局 情報政策課へご相談ください！

「[LINKS Veda ユーザーマニュアル](#)」もご参照ください。

オープンデータとは

What's Open Data ?

オープンデータの意義

(1)国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化

- 創意工夫を活かした多様なサービスの迅速かつ効率的な提供、官民の協働による公共サービスの提供や改善が実現
- ニーズや価値観の多様化、技術革新等の環境変化への適切な対応
- 厳しい財政状況、急速な少子高齢化の進展等の我が国が直面する諸課題の解決に貢献
- ベンチャー企業等による多様な新サービスやビジネスの創出、企業活動の効率化等による、我が国全体の経済活性化

(2)行政の高度化・効率化

- EBPM*による、効果的かつ効率的な行政の推進
*EBPM(Evidence Based Policy Making)
国や地方公共団体においてデータ活用により得られた情報を根拠として政策や施策の企画及び立案が行われること

(3)透明性・信頼の向上

- 国民は政策等に関して十分な分析、判断を行うことが可能
- 行政の透明性、行政に対する国民の信頼の向上

オープンデータの定義

国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用(加工、編集、再配布等)できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータをオープンデータという。

- ① 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
- ② 機械判読に適したもの
- ③ 無償で利用できるもの

行政保有データのオープンデータ公開の原則

公共データは国民共有の財産であるとの認識に立ち、政策(法令、予算を含む。)の企画・立案の根拠となったデータを含め、各府省庁が保有するデータはすべてオープンデータとして公開することを原則とする。

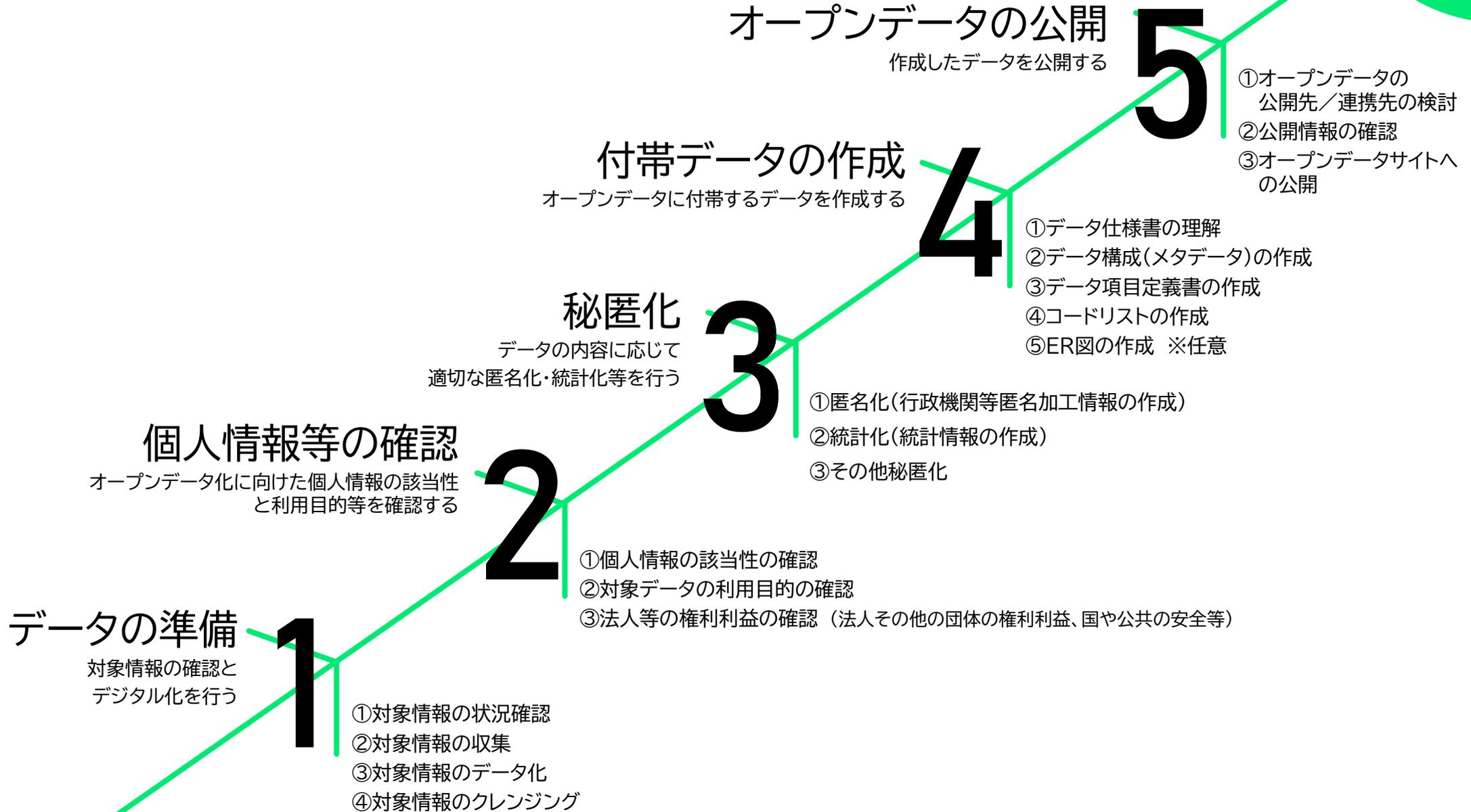
なお、①個人情報が含まれるもの、②国や公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの、③法人や個人の権利利益を害するおそれがあるもの等、オープンデータとして公開することによるリスクが想定される情報に対してオープンデータとして公開の要望があった場合は、オープンデータとして公開できない理由を公表することを原則とする。地方公共団体においても、上記それぞれについて同様に対応することが望ましい。

<参照元>

デジタル庁「オープンデータ基本指針」, 令和6年7月5日改正, p.1-3(参照 2025年4月)

オープンデータ化のための5ステップ

Steps for Open Data Implementation



Step

1

データの準備

対象情報の確認とデジタル化を行う

- ①対象情報の状況確認
- ②対象情報の収集
- ③対象情報のデータ化
- ④対象情報のクレンジング

①対象情報の状況確認

なにをする？ オープンデータ化に向けて対象情報の状況を確認しましょう。

■確認の観点^[1]

オープンデータ化の検討に際しては、まず、対象情報について以下の観点から現状を確認することをお勧めします。

これらの観点は情報の価値や活用可能性を評価するためのものであり、すべての項目を完全に満たす必要はありません。

状況を把握することで、オープンデータ化のプロセスや公開後の運用方針をより効果的に計画することができます。

最新性	対象情報は収集時から十分に短い期間、適切な間隔(鮮度)で公開(更新)することができるか？
理解性	対象情報全体及びその各項目が意味するものを利用者が理解できるようになっているか？
網羅性	対象情報の公開期間(年次)／公開範囲(地理的カバレッジ)が十分にあるか？
持続性	対象情報を定期的に更新可能な体制があるか？ 対象情報の様式は途中で変更されていないか？

本ガイドラインp.56に参考情報の記載があります

Tips

データマネジメント実践ガイドブック(デジタル庁)^[2]

デジタル庁が発行する「デジタル社会推進標準ガイドライン群」の1つとして、2022年3月にリリースしたものです。

オープンデータに関すること、データ品質に関すること、データ管理に関すること及びデータ標準に関することなどで、政府でのデータマネジメントのプロセスが具体的に記されています。

同ガイドブックの中では、公開するデータの品質確保を、データ公開後に調査票を用いて定期調査する情報が示されています。公開後に品質確保に求められる観点を、はじめから意識しておくことで、有効なオープンデータ化の検討が可能となります。

デジタル社会推進実践ガイドブック DS-465-2

データマネジメント実践ガイドブック
(運用編)

2022年(令和4年)3月31日
デジタル庁

<参照元>

[1] デジタル庁「データの品質確保に係る調査票 回答マニュアル」(参照 2025年4月)

[2] デジタル庁「データマネジメント実践ガイドブック」についてのお知らせ, 2023年11月15日(参照 2025年4月)

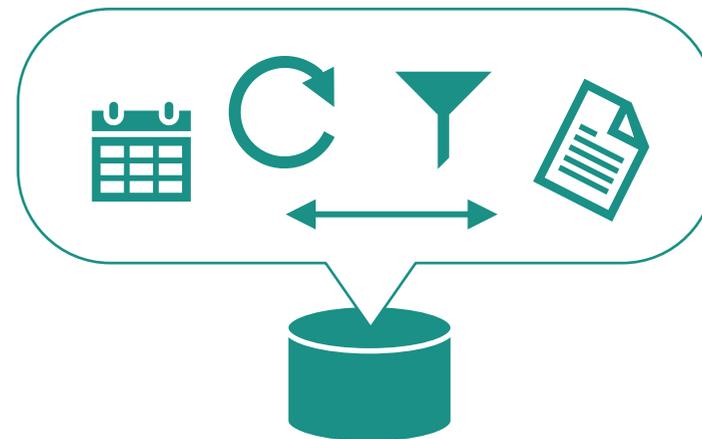
②対象情報の収集

なにをする？ 地方支分部局や他部局への問い合わせも含め、対象情報を収集しましょう。

■情報収集の範囲と対象

情報収集にあたっては、以下の要素を明確にして依頼することが重要です。

- 時間的範囲…最新1年分、過去5年分、特定の年度 等
- 媒体の種類…紙媒体、電子ファイル、データベース出力 等
- 対象メディア…特定の報告書、申請書、統計資料 等
- 粒度…個票データ、集計済みデータ、統計データ 等
- 更新頻度…月次、四半期ごと、年次 等



■収集時の確認事項

情報収集を依頼する際には、以下の点を明確にしておくことで、効率的な収集が可能になります。

- ①形式・項目等 …提供可能なファイル形式(Excel/CSV/XML等)、文字コード、構造、項目名と定義を確認
- ②時点 …最新の基準日、速報値か確定値か、今後の更新予定
- ③更新タイミングと頻度 …更新される周期(日次/週次/月次/年次等)とその具体的なタイミング
- ④制約・留意事項 …法的制約、利用規約、著作権、引用条件、公開範囲の制限等
- ⑤個人情報や機密情報の有無と対処方法 …個人情報や機密情報の有無を確認し、匿名化や統計化等の対処方法
- ⑥メタデータの有無 …データ項目の定義や単位等を説明したメタデータの有無
- ⑦適切な提供方法 …メール添付や共有フォルダ、紙媒体の取り寄せ等、受け渡し手段
- ⑧担当者 …提供の責任者、技術的な問い合わせ先、および緊急時の連絡先

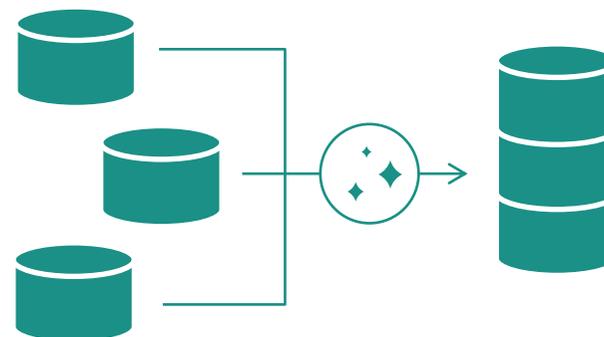


④対象情報のクレンジング

なにをする？ 対象データを利用しやすい形式に整えましょう。

■クレンジングの必要性

- OCR等の処理は完璧ではなく、文字認識の誤り(例:「0」と「O」の混同)、余分な空白や改行の挿入、レイアウト認識の不正確さなどの問題が生じることや、元の文書自体に表記ゆれ(同じ項目に対する表記の不統一)や入力ミスが含まれている場合があります。そのため、OCR等でデータ化した後は、データクレンジングのプロセスが不可欠です。
- 特に、複数の情報からデータを統合する必要がある場合や、異なる形式や構造を持つ情報をデータ化した場合には、クレンジングが重要となります。



■クレンジングの方法

クレンジングの方法	元のデータ例		クレンジング対応例
表記ゆれの統一 一文字が異なる漢字表記となっていたり、カタカナ表記とローマ字表記が混在していたりするケースがあり、表記を統一する処理が必要です。	漢字表記揺れ	「高橋商事」と「高橋商事」	「高橋商事」
	カタカナ/ローマ字表記の混在	「トヨタ自動車」と「TOYOTA自動車」	「トヨタ自動車」
	通貨単位の混在	「150千円」と「150000円」	「150000円」
	空間単位の混在	「1000m」と「1km」	「1000m」
	年号の混在	「令和元年」と「R1年」	「令和元年」
	送り仮名の違い	「売上げ」と「売上」	「売上」
全角・半角の統一 数値情報は全角のままだと表計算などに使えないため、半角に置き換える処理が必要です。	英数字の全角/半角	「2 0 2 5年」と「2025年」	「2025年」
	住所の全角/半角	「1-2-3 丸の内ビル10F」と「1-2-3 丸の内ビル10階」	「1-2-3 丸の内ビル10F」
	半角スペース	「山田太郎」と「山田 太郎」	「山田 太郎」
欠損情報の処理 一部の項目が空欄/未入力、またはデータの一部が欠損しているケースがあり、統一的なルールによる処理が必要です。	空欄の統一的な表現	「 」(スペース)	「null」または「-」
	不完全な入力の処理	「03-1234」	「未登録」
	明らかな誤入力の処理	「0」	「未回答」

LINKS Vedaを使ってみよう

Project LINKSで開発したデータ構築基盤「LINKS Veda」を使うと、データの準備を効率化することができます！

- 生成AI(LLM)技術を用いることで、PDFやExcel、Word等から構造化データを作成可能。
- 専門の知識やツールがなくても、画面操作のみでデータのクレンジングや地図データの作成、表の結合等のデータ加工が可能。

各処理を概念化した機能別UI・メニュー

データ構造化、名寄せ、ジオコーディング、テキストマッチング、クロス集計、空間結合・集計などの各機能を簡単な画面操作で実現



直感的なデータ構造化処理画面

生成AI技術を活用したデータ構造化処理は、①入力データを表示しながら②データ項目単位の構造化設定を画面操作と自然言語により定義(テンプレート登録)し、③構造化データを作成・表示を1つの画面上で実現



LINKS Vedaを用いたデータ作成やオープンデータ化をご検討の際は、総合政策局 情報政策課へご相談ください！

「[LINKS Veda ユーザーマニュアル](#)」もご参照ください。

個人情報管理規定の確認



データ化の対象情報に個人情報を含む場合には、個人情報管理規定に則った適切な取り扱いが必要です。
 詳細は、(内規)国土交通省個人情報管理規程をご確認ください!

経済産業省個人情報保護管理規程の例

課員は保有個人情報のアクセス制限を行い、権限外・業務外のアクセスを禁止する

参照元[1]より引用

第2章 個人情報等の管理

(中略)

(アクセス制限)

第17条 個人情報等を保有する課等の職員(以下この節において「課員」という。)は、前条第2項の規定により個人情報保護管理者が定めた方法に従い、保有個人情報等のアクセス制限を行わなければならない。

2 課員は、アクセス権限を有しない保有個人情報等にアクセスしてはならない。

3 課員は、アクセス権限を有する保有個人情報等であっても、業務上の目的以外の目的でこれにアクセスしてはならない。

個人情報を適切に保管し安全措施を講じる

参照元[2]より引用

第2章 個人情報等の管理

(中略)

(媒体の保管等)

第20条 課員は、第16条第2項の規定により個人情報保護管理者が定めた方法に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を保管しなければならない。

2 課員は、保有個人情報等が記録された電磁的記録又は媒体の誤送信、誤送付、誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務又は事業において取り扱う保有個人情報等の秘密性等に応じ、複数の職員による確認、チェックリストの活用その他の必要な措置を講じなければならない。

3 課員は、保有個人情報等が外国において取り扱われる場合には、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な管理のための措置を講じなければならない。^[2]

副総括管理者は通知された個人情報の台帳を整備し取扱いを記録する

参照元[3]より引用

第3章 個人情報ファイル等の保有等に関する通知等

(中略)

(保有個人情報等の取扱いの状況の記録)

第38条 副総括個人情報保護管理者は、第35条及び第36条の規定により通知を受けた保有個人情報等について、台帳を整備し、当該保有個人情報等の利用及び保管等の取扱いについて記録しなければならない。^[3]

<参照元>

[1]経済産業省「経済産業省個人情報保護管理規程」, 令和4年4月1日, p.10 (参照 2025年4月)

[2]経済産業省「経済産業省個人情報保護管理規程」, 令和4年4月1日, p.11 (参照 2025年4月)

[3]経済産業省「経済産業省個人情報保護管理規程」, 令和4年4月1日, p.14 (参照 2025年4月)

Step

2 個人情報等の確認

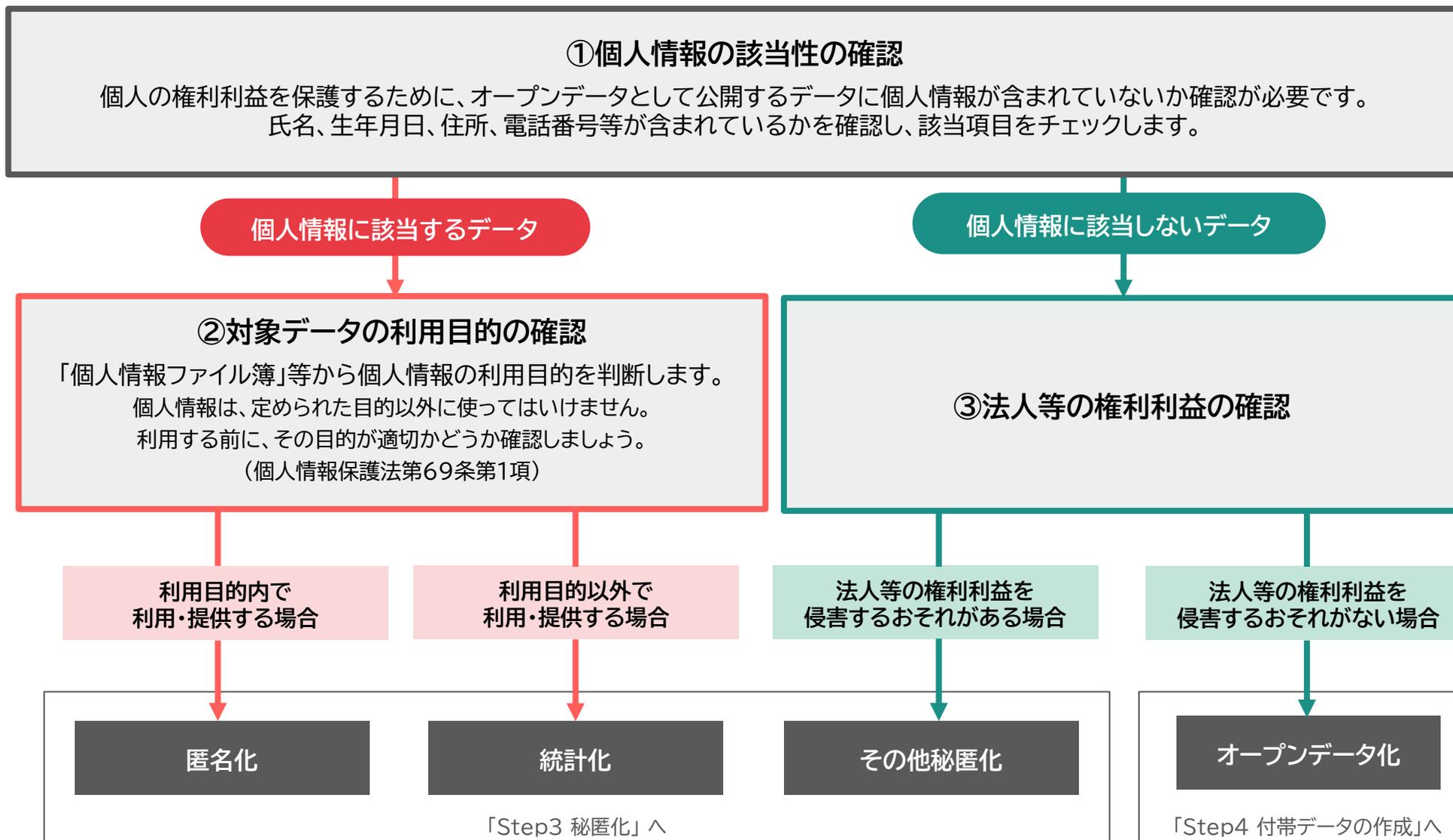
オープンデータ化に向けた個人情報の該当性と
利用目的等を確認する

- ①個人情報の該当性の確認
- ②対象データの利用目的の確認
- ③法人等の権利利益の確認 (法人その他の団体の権利利益、国や公共の安全等)

Check!!

対象データの整理に係る確認フロー

以下のフローに沿って個人情報等に関する内容を確認しましょう。



①個人情報の該当性の確認

なにをする？

対象となるデータに対する個人情報の該当性と容易照合性について確認しましょう。

■確認の観点

個人の権利利益を保護するために、データに個人情報が含まれていないかどうか、確認が必要です。

また、オープンデータ化する場合に、一般に入手可能な他の情報と照合することで個人が特定されないように対応が必要です。

個人情報	氏名、生年月日、電話番号、住所などは、生存する「個人に関する情報」であるため、このような特定の個人が識別できる情報が含まれる場合(他の情報と容易に照合して特定の個人を識別できる場合を含む。)には対応が必要です。
容易照合性	オープンデータ化することで、一般に入手可能な他の情報と容易に照合できる場合には対応が必要です。
識別符号	旅券番号など、個人識別符号に関する情報が含まれる場合には対応が必要です。

具体的な対応は「Step3 秘匿化」をご参照ください

オープンデータ化する場合に確認が必要な情報の例(例:無人航空飛行計画)

情報	記載内容(例示)
登録日	2025-03-01
登録者氏名	飛行 次郎
登録者生年月日	1998-12-02
登録者電話番号	090-1234-5678
登録者メールアドレス	jiro.hiko@drone.com
登録者住所	〇〇県△△市□□●丁目-▲-■
飛行目的	研究開発
飛行日時(開始)	2025-04-01 11:00:00
飛行日時(終了)	2025-04-01 17:00:00
飛行ルート	ジオメトリデータ
飛行許可承認番号	Abcd1234
操縦者ID	12340987
技能証明書番号	04258921
飛行方法	物件投下
保険情報	対人補償額

【個人情報】の該当性
生存する個人に関する情報であり、特定個人を識別可能であるため、対応が必要。

【容易照合性】を満たす可能性
特定のIDや承認番号等について、行政庁内部での個人情報該当性の観点からの容易照合性と、オープンデータ化した場合に一般に入手可能な情報と組合せて個人が特定される可能性(容易照合性)の2つの観点から確認が必要。

References

法人等の団体は、「個人」に該当するか

参照元[1]より引用
法人その他の団体は「個人」に該当しないため、法人等の団体そのものに関する情報は「個人情報」に該当しない。(ただし、役員、従業員等に関する情報は個人情報に該当する。)なお、「個人」は日本国民に限らず、外国人も含まれる。

「個人識別符号」とは？

参照元[2]より引用
法第2条(第2項)
2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。
(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

<参照元>

[1]個人情報保護委員会「個人情報保護法ガイドライン(行政機関等編)」, 令和4年1月(令和6年11月一部改正, p.13(参照 2025年4月))

[2]個人情報保護委員会事務局「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」, p.34(参照 2025年4月)

個人情報に該当する情報と該当しない情報が混在している申請書等の取扱いの具体例

申請者情報(個人・担当者・事業者等)のような個人情報に該当する情報と、申請内容情報(事業計画等)のような個人情報に該当しない情報が混在するデータをオープンデータ化する際は、これらを適切に分離することで、個人情報保護法の規制の適用を受けることなく活用できます。

- ・個人情報に該当する情報は「非公開」
- ・個人情報に該当しない情報は「公開」

例: 一般旅客定期航路事業許可申請書^[1]

(説明-A)

1. 一般旅客定期航路事業許可申請書 (記入・様式例)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

関東運輸局長 殿

〇〇県〇〇市〇〇町1丁目2番3号
 〇〇〇〇〇株式会社
 代表取締役社長 〇 〇 〇 〇
 TEL
 FAX

一般旅客定期航路事業許可申請書

海上運送法第3条第1項及び同法施行規則第2条の規定に基づき、〇〇〇〇航路(〇〇〇~〇〇〇航路)における一般旅客定期航路事業を営みたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者情報

一、住所及び氏名
 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
 氏名 〇〇〇〇〇株式会社
 代表取締役社長 〇 〇 〇 〇

二、役員の氏名
 ・申請者が個人の場合は、「該当なし」と記載する。
 ・申請者が法人の場合は、商業登記簿謄本に記載されている全役員を記載する。
 代表取締役 〇 〇 〇 〇
 取 締 役 〇 〇 〇 〇
 監 査 役 〇 〇 〇 〇

三、事業計画
 1. 航路の起点、寄港地、終点及びそれらの相互間の距離
 〇〇港~ x km ~〇〇港~ x km ~〇〇港
 航路図をもって明示すること
 2. 使用旅客船の明細(第1号様式による)
 添付書類
 3. 当該事業に使用する係留施設、水場施設(泊地等をいう)、陸上施設(旅客乗降用施設等をいう)、
 その他の輸送施設
 〔備 考〕
 公共〇〇岸壁に浮橋橋を設置し、船舶が安全に係留できるようになっている。航路上の水
 深は、平均〇〇mであり、十分確保され、また、係留時においても、回頭できる広さがあり
 ます。
 乗降用のタラップも用意し、旅客の安全を確保できる。

個人情報に該当する情報

個人情報に該当しない情報

※公開にあたっては、法人その
 他の団体の権利利益の侵害の
 おそれについて確認が必要です
 (p.22を参照)

申請者氏名	国土 太郎	} 非公開
電話番号	03-333-4444	
住所	東京都千代田区●-●-●	
役員の氏名	国土 次郎	
航路の起点	A港	} 公開
寄港地	B港	
終点	C港	
相互間の距離	50km	
...	...	
...	...	

<参照元>

[1] 国土交通省関東地方整備局, 一般旅客定期航路事業許可申請書(参照 2025年4月)

②対象データの利用目的の確認

なにをする？

個人情報を取扱う際には、その目的にオープンデータ化する旨が記載されているかを確認しましょう。

■確認方法

個人情報保護法ガイドラインでは、「行政機関の長等は、「法令に基づく場合」を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない(法第69条第1項)。」^[1]とされているため、個人情報ファイル簿で利用目的を確認する必要があります。個人情報ファイル簿がない場合は、所属課において、対象データの適切な利用目的(利用目的の変更を含む)について検討する必要があります。

個人情報ファイル簿における利用目的の記載例^[2]

<個人情報ファイル簿イメージ>

個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド (行政機関等向け)

<様式様式第1-5> 個人情報ファイル簿 (事業) (地方公共団体の機関及び地方独立行政法人)

個人情報ファイルの名称	
行政機関等の名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) (所在地)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	

<記載例:公表資料、建築確認申請書類等の内部資料、現地踏査により調査実施した場合>

- 個人情報ファイルの利用目的
- ・都市における人口、産業、土地利用、交通などの現況及び将来の見通しを定期的に把握し、客観的・定量的なデータに基づいた都市計画の運用を行う。
 - ・都市計画の妥当性についての説明責任を果たすため、調査結果を公表(オープンデータ化)する。

References

都市計画基礎調査における個人情報の利用目的について

参照元^[3]より引用

3. 2. 都市計画基礎調査における個人情報の利用目的について (中略)

②都市計画は、都市の将来の姿を決定するものであり、土地利用等に関し住民に義務を課し、権利を制限するものであるから、その決定にあたっては、あらかじめ住民及び利害関係人に知ってもらうとともに、その意見を反映させることが必要である。その趣旨から、都市計画では、その決定が住民に理解され、受け入れられることが重要である。(中略)

(中略)

③上記のとおり、住民への周知や理解の増進は、都市計画決定及び変更における重要なプロセスとされている。都市計画基礎調査は、都市における人口、産業、土地利用、交通などの現況及び将来の見通しを定期的に把握し、客観的・定量的なデータを基に都市計画の妥当性を示すものであると解されるところ、都市計画法上、都市計画基礎調査の公開は、都市計画の住民への周知や理解の増進の有効な手段になると想定している。このため、都市計画基礎調査を実施する地方公共団体においては、これにより取得した個人情報を含む情報の利用目的として、そのオープンデータ化に関する事項を含むことができる。

<参照元>

[1]個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)」, 令和4年1月(令和6年11月一部改正), P29(参照 2025年4月)

[2]国土交通省「改正個人情報保護法への対応について」, p.5(参照 2025年4月)

[3]国土交通省都市局「都市計画基礎調査のオープンデータ化に向けた土地利用現況及び建物利用現況の取り扱いについて」令和5年3月1日, 3.2 (参照 2025年4月)

②対象データの利用目的の確認

なにをする？ 個人情報の利用目的が、利用目的内か利用目的外かを確認しましょう。

利用目的内の利用の場合^{[1][2]}

利用目的内の利用に該当する場合は、「行政機関等匿名加工情報」(詳細はp.37参照)として作成し、オープンデータ化を行うことができます。

行政機関等匿名加工情報の作成にあたっては、個人情報保護委員会規則で定める基準に従って適切に匿名化処理を行う必要があります(個人情報保護法第116条第1項)。

これにより、個人の権利利益を保護しつつ、データの有効活用を図ることが可能となります。

個人情報	登録者氏名	登録者生年月日	登録者住所	...
生存する個人に関する情報であって、氏名、生年月日その他により特定の個人を識別できる情報	国土 太郎	1889. 4. 28	静岡県静岡市〇丁目	...
	国土 花子	1998. 9. 12	福岡県福岡市〇丁目	...
	国土 次郎	1987. 7. 21	栃木県栃木市〇丁目	...

行政機関等匿名加工情報	登録者氏名	登録者生年月日	登録者住所	...
特定の個人を識別することができないように加工したもので、当該個人情報を復元できないようにした情報	—	1880年代	静岡県	...
	—	1990年代	福岡県	...
	—	1980年代	栃木県	...

個人が特定される情報及び他の個人情報とマッチング出来る情報は削除

特異値により個人が特定されないよう粒度を加工

利用目的外の利用の場合の例外的措置^[3]

個人情報の目的外利用を検討する際は、個人情報保護法第69条の該当性確認する必要があります。例えば、目的外利用に該当する場合でも、同条第2項第4号(下記参照)の「統計の作成」に該当すれば、個人を特定できない形での統計情報への加工を通じたオープンデータ化が可能となります。

(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(中略)

四 (1)から(3)までに記載する場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき(同項第4号)。

個人情報	登録者氏名	登録者生年月日	登録者住所	...
生存する個人に関する情報であって、氏名、生年月日その他により特定の個人を識別できる情報	国土 太郎	1889. 4. 28	静岡県静岡市〇丁目	...
	国土 花子	1998. 9. 12	福岡県福岡市〇丁目	...
	国土 次郎	1987. 7. 21	栃木県栃木市〇丁目	...

登録者生年月日	登録者住所	
1880年代	248名	静岡県 478名
1990年代	800名	福岡県 728名
1980年代	543名	栃木県 295名

複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られるデータであり、集団の傾向又は性質などを数量的に把握するもの^[4]

集計した情報

<参照元>

[1]個人情報保護法第百九条二項(参照 2025年4月)

[2]個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)」, 令和4年1月(令和6年11月一部改正), p.62(参照 2025年4月)

[3]個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)」, 令和4年1月(令和6年11月一部改正), p.30(参照 2025年4月)

[4]個人情報保護委員会事務局「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」, 令和4年2月(令和6年4月一部改正), p.54(参照 2025年4月)

③法人等の権利利益の確認 (法人その他の団体の権利利益、国や公共の安全等)

なにをする？

対象となるデータに、法人その他の団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が含まれているかを確認しましょう。

■確認の観点^[1]

オープンデータ基本指針においては、各府省庁が保有するデータは原則としてすべてのデータを公開する方針が示されていますが、①個人情報が含まれるもの、②国や公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの、③法人や個人の権利利益を害するおそれがあるもの等については、公開できない理由を具体的に示すことで例外が認められています。

このため、法人等に関する情報をオープンデータ化するには、以下の観点に留意する必要があります。

- 国や公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報に該当しないか
- 法人等の情報が企業・団体の権利利益(営業秘密、名誉、信用等)を侵害するリスクがないか
- 公開情報が他の情報と組み合わせることで法人や個人を特定できる可能性がないか・法人等の役職員、連絡先に関する情報が個人情報に該当しないか

法人等の権利・利益を害するおそれがある情報の例(例:無人航空飛行計画)

情報	記載内容(例示)	個人情報該当性
登録日	2025-03-01	
登録者氏名	飛行 次郎	○
登録者生年月日	1998-12-02	○
登録者電話番号	090-1234-5678	○
登録者メールアドレス	Jiro.hiko@drone.com	○
登録者住所	〇〇県△△市□□●丁目-▲-■	○
飛行許可承認番号	abcd1234	○
飛行目的	研究開発	
飛行日時(開始)	2025-04-01 11:00:00	
飛行日時(終了)	2025-04-01 17:00:00	
飛行ルート	ジオメトリデータ	
操縦者ID	12340987	○
技能証明書番号	04258921	○
飛行方法	物件投下	
保険情報	対人補償額	
...	...	

飛行の目的の「研究開発」の内容及び「飛行ルート」と「飛行日時」等、複数情報の照合により、法人等の特定や、研究開発内容の外部流出により、法人等の権利・利益を害するおそれに該当すると考えられます。

情報	記載内容(例)
飛行目的	研究目的
飛行日時(開始)	2025
飛行日時(終了)	2025
飛行ルート	—
保険情報	10万以上

場所と時間の特定ができないように、削除又は統計化処理を行う

<参照元>

[1]高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定「オープンデータ基本指針」,平成29年5月30日(令和元年6月7日改正、令和3年6月15日改正), p.2-3(参照 2025年4月)

ある情報が「個人情報」に該当するかどうかは、どのように判断すればよいか？

個人情報に該当しない事例

参照元[1]より引用

Q1-7:個人情報に該当しない事例としては、どのようなものがありますか。

A1-7:次のような事例が考えられます。

事例1)企業の財務情報等、法人等の団体そのものに関する情報(団体情報)

事例2)統計情報(複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られる情報)

容易照合性に該当する事例

参照元[2]より引用

Q1-19:「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる」(法第2条第1項)に該当する事例としては、どのようなものがありますか。

A1-19:例えば、特定の個人を識別することができる情報に割り当てられている識別子(例:顧客ID等)と共通のものが割り当てられていることにより、事業者内部において、特定の個人を識別することができる情報とともに参照することが可能な場合、他の情報と容易に照合することができると思われるものと考えられます。

容易照合性に該当する事例

参照元[3]より引用

Q:行政機関等内部の異なる部署が独自に取得した個人情報を部署ごとに設置されているデータベースにそれぞれ別々に保管している場合において、ある部署のデータベースと他の部署のデータベースの双方を取り扱うことができないときには、「容易に照合することができ」(法第2条第1項第1号)ないといえますか。

A:法第2条第1項第1号における「他の情報と容易に照合することができ」とは、通常の業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいうところ、他の行政機関等や事業者への照会を要する場合等であって照合が困難な状態は、一般に、「容易に照合することができ」ない状態であると考えられます。

例えば、同一の機関内の異なる部署が独自に取得した個人情報を部署ごとに設置されているデータベースにそれぞれ別々に保管している場合において、双方の部署やこれらを統括すべき立場の者等が、規程上・運用上、双方のデータベースを取り扱うことが厳格に禁止されていて、特別の費用や手間をかけることなく、通常の業務における一般的な方法で双方のデータベース上の情報を照合することができない状態である場合は、「容易に照合することができ」ない状態であると考えられます。

他方、利用目的が異なっても、双方の部署の間で、通常の業務における一般的な方法で双方のデータベース上の情報を照合することができる状態である場合は、「容易に照合することができ」る状態であると考えられます。

<参照元>

[1]個人情報保護委員会, FAQ索引 Q1-7(参照 2025年4月)

[2]個人情報保護委員会, FAQ索引 Q1-19(参照 2025年4月)

[3]個人情報保護委員会事務局「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A(行政機関等編)」, 令和4年2月(令和6年3月更新), p.5-6(参照 2025年4月)

個人情報とは

氏名、生年月日、連絡先、映像情報、音声録音情報、新聞・SNS等で公にされている情報等で個人を識別可能な情報が該当します。

参照元[1]より引用

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるものをいう（法第2条第1項）。

参照元[2]より引用

【個人情報に該当する事例】

事例 1) 本人の氏名

事例 2) 生年月日、連絡先(住所・居所・電話番号・メールアドレス)、会社における職位又は所属に関する情報について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報

事例 3) 防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる映像情報

事例 4) 本人の氏名が含まれる等の理由により、特定の個人を識別できる音声録音情報

事例 5) 特定の個人を識別することができるメールアドレス(kojin ichiro@example.com 等のようにメールアドレスだけの情報の場合であっても、example社に所属するコジイチロウのメールアドレスであることが分かるような場合等)

事例 6) 個人情報を取得後に当該情報に付加された個人に関する情報(取得時に生存する特定の個人を識別することができなかったとしても、取得後、新たな情報が付加され、又は照合された結果、生存する特定の個人を識別できる場合は、その時点で個人情報に該当する。)

事例 7) 官報、電話帳、職員録、法定開示書類(有価証券報告書等)、新聞、ホームページ、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等で公にされている特定の個人を識別できる情報

法人等及び外国人に関する情報

参照元[3]より引用

法人その他の団体は「個人」に該当しないため、法人等の団体そのものに関する情報は「個人情報」に該当しない（ただし、役員、従業員等に関する情報は個人情報に該当する。）。なお、「個人」は日本国民に限らず、外国人も含まれる。

他の情報と容易に照合することができることは

参照元[4]より引用

「他の情報と容易に照合することができる」とは、行政機関等の実態に即して個々の事例ごとに判断されるべきであるが、行政機関等において通常の事務や業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいい、例えば、他の行政機関等や事業者への照会を要する場合等であつて照合が困難な状態は、一般に、容易に照合することができない状態であると考えられる。

<参照元>

[1]個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)」, 令和4年1月(令和6年11月一部改正), p.13(参照 2025年4月)

[2]個人情報保護委員会事務局「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」, 令和4年2月(令和6年4月一部改正), p.32-33(参照 2025年4月)

[3]個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)」, 令和4年1月(令和6年11月一部改正), p.13(参照 2025年4月)

[4]個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)」, 令和4年1月(令和6年11月一部改正), p.13(参照 2025年4月)

個人識別符号とは

旅券番号、免許証番号、住民票コード、被保険者番号、個人番号、基礎年金番号、静脈の形状・指紋等が該当します。

参照元[1]より引用

「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別することができるものとして政令で定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる（法第2条第2項）。

参照元[2]より引用

政令第1条

個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)第2条第2項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの
 - イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名 DNA)を構成する塩基の配列
 - ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
 - ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
 - ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
 - ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
 - ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
 - ト 指紋又は掌紋
- (2) 旅券法(昭和26年法律第267号)第6条第1項第1号の旅券の番号
- (3) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第14条に規定する基礎年金番号
- (4) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条第1項第1号の免許証の番号
- (5) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号に規定する住民票コード
- (6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号
- (7) 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号
 - イ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第9条第2項の被保険者証
 - ロ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第54条第3項の被保険者証
 - ハ 介護保険法(平成9年法律第123号)第12条第3項の被保険者証
- (8) その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

規則第2条

個人情報の保護に関する法律施行令(以下「令」という。)第1条第1号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。

規則第3条

令第1条第7号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 令第1条第7号イに掲げる証明書 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- (2) 令第1条第7号ロに掲げる証明書 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (3) 令第1条第7号ハに掲げる証明書 同号ハに掲げる証明書の番号及び保険者番号

規則第4条

令第1条第8号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号
- (3) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号
- (4) 出入国管理及び難民認定法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (5) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
- (6) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (7) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (8) 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (9) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号

<参照元>

[1]個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)」, 令和4年1月(令和6年11月一部改正), p.14(参照 2025年4月)

[2]個人情報保護委員会事務局「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」, 令和4年2月(令和6年4月一部改正), p.34-36(参照 2025年4月)

個人情報ファイルとは

保有個人情報を電子計算機又はマニュアル(手作業)により容易に検索することができるように体系的に構成したものです。

参照元[1]より引用

「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、①一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(電子計算機処理に係る個人情報ファイル)又は②一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの(いわゆるマニュアル(手作業)処理に係る個人情報ファイル)をいう(法第60条第2項)。

個人情報ファイルの取扱い等については、6(個人情報ファイル)を参照のこと。

個人情報ファイル簿の作成・公表義務[2]

保有する個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表する義務があります。

参照元[2]より引用

個人情報ファイル簿の作成及び公表は、行政機関の長等及び法第58条第1項各号に掲げる法人に対して等しく義務付けられている(中略)

行政機関の長等及び同項各号に掲げる法人は、当該行政機関の長等の属する行政機関等及び同項各号に掲げる法人が保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、行政機関等及び同項各号に掲げる法人における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をより的確に認識することができるようにするために、一定の事項を記載した帳簿である個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない(法第75条第1項)。

個人情報ファイル簿に記載する事項の一部を下記に示します。

参照元[3]より抜粋して引用

- ・個人情報ファイルの名称(法第74条第1項第1号)
- ・個人情報ファイルを保有しようとする機関又は法人の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称(同項第2号)
- ・個人情報ファイルの利用目的(同項第3号)
- ・その他政令で定める事項等

<参照元>

[1]個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)」, 令和4年1月(令和6年11月一部改正), p.15(参照 2025年4月)

[2]個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)」, 令和4年1月(令和6年11月一部改正), p.39(参照 2025年4月)

[3]個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)」, 令和4年1月(令和6年11月一部改正), p.36-37(参照 2025年4月)

法令に基づく場合とは

会計検査院法、刑事訴訟法、民事訴訟法などの法律に基づく照会などに該当する場合、利用目的以外の目的のために利用できます。

参照元[1]より引用

「法令に基づく場合」は、保有個人情報の利用及び提供が必要との立法意思が既に明らかにされており、また、当該法令によって保護すべき権利利益が明確で、その取扱いも当該法令の規定に照らして合理的な範囲に限って行われるものであることから、例外的に利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用及び提供することができる。

(中略)

【該当し得る法令の例】

- ・ 会計検査院法(昭和 22 年法律第 73 号)第 24 条から第 28 条まで
- ・ 国会法(昭和 22 年法律第 79 号)第 104 条
- ・ 国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 100 条第 4 項
- ・ 刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)第 197 条第 2 項及び第 507 条
- ・ 土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 118 条第 6 項
- ・ 弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)第 23 条の 2
- ・ 麻薬及び向精神薬取締法(昭和 28 年法律第 14 号)第 58 条の 3 から第 58 条の 5 まで
- ・ 民事訴訟法(平成 8 年法律第 109 号)第 186 条、第 223 条第 1 項及び第 226 条
- ・ 総務省設置法(平成 11 年法律第 91 号)第 6 条第 2

例外的に認められる場合とは

行政機関は、本人同意、内部利用の必要性・相当性、他機関への提供の必要性・相当性、統計・研究目的等の特別な理由がある場合に限り、権利侵害のおそれがない範囲で、利用目的外利用できます。

参照元[2]より引用

(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

(中略)

<参照元>

[1]個人情報保護委員会事務局「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」, 令和4年2月(令和6年4月一部改正), p.103-104(参照 2025年4月)

[2]個人情報の保護に関する法律 第69条(参照 2025年4月)

利用目的の変更

行政サービス変化に対応するため利用目的変更は可能だが、元の目的と相当の関連性があると合理的に認められる範囲に限定されます。

参照元[1]より引用

4-2-1 利用目的の変更(法第 61 条第 3 項)

法第 61 条(第 3 項)

3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

新たな行政サービスの展開に対応する必要性等から、利用目的を変更せざるを得ない場合が生じることは一般に想定し得るところであり、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するという法の目的に照らせば、利用目的に一定の柔軟性を持たせることが適当である。しかしながら、いったん特定された利用目的が無限定に変更されることになれば、利用目的を特定した実質的意味は失われることから、本項では、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲に限り、利用目的を変更することができる(ガイドライン 5-2-1(利用目的の変更)を参照のこと。)

(1) 「相当の関連性を有する」

「相当の関連性を有する」とは、当初の利用目的からみて、変更後の利用目的を想定することが困難でない程度の関連性を有することをいう。

(2) 「合理的に認められる」

「合理的に認められる」とは、社会通念上妥当であると客観的に認識されるとの趣旨であり、行政機関等の恣意的な判断による変更を認めるものではない。例えば、許認可の審査のために提出された申請書を当該許認可に係る統計作成の目的で利用する場合には、「相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲」に該当する。

(3) 利用目的以外の目的のための利用及び提供の制限との関係

利用目的以外の目的のための利用及び提供が恒常的に行われる場合は、本項に基づく利用目的の変更に該当し、臨時的に行われる場合は、法第 69 条第 2 項の規定に基づく利用目的以外の目的のための利用及び提供に該当する。

なお、利用目的以外の目的のための利用及び提供を恒常的に行うことを個人情報の取得前から予定している場合は、そのような利用及び提供が可能となるように利用目的を設定しておく必要がある。

保有個人情報の開示義務における法人等の権利利益について

法人等・事業者の情報は、競争上の地位や正当な利益を害するおそれがある場合、または合理的な非公開条件で任意提供された場合は、生命・健康等の保護に必要な場合を除き非開示とします。

参照元[2]より引用

(保有個人情報の開示義務)

第七十八条

三 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

<参照元>

[1]個人情報保護委員会事務局「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」, 令和4年2月(令和6年4月一部改正), p.78 (参照 2025年4月)

[2]個人情報の保護に関する法律 第78条 (参照 2025年4月)

Step

3 秘匿化

データの内容に応じて適切な匿名化・統計化等を行う

- ①匿名化(行政機関等匿名加工情報の作成)
- ②統計化(統計情報の作成)
- ③その他秘匿化

Check!!

秘匿化の種類

秘匿化には大きく分けて3つの種類があります。適切な方法を選びましょう。

個人情報であり、
個人情報の利用目的内と判断される場合

匿名化 p.31



氏名: 国土 太郎
生年月日: 1990年X月X日
電話番号: 080-XXXX-XXXX
住所: 東京都新宿区XXX1-2-3



氏名: JP983671 (ID付番)
生年月日: 1990年台 (トップコーディング)
電話番号: - (削除)
住所: 東京都(一般化)

個人情報であり、
個人情報の利用目的外と判断される場合

統計化 p.33



生年月日: 1990年X月X日
住所: 東京都新宿区XXX1-2-3



生年月日: 1980年X月X日
住所: 神奈川県横浜市XXX4-5-6



生年月日: 1985年X月X日
住所: 埼玉県大宮市XXX7-8-9

⋮



年代/住所	東京都	神奈川県	埼玉県	千葉県	茨城県	合計
10代未満	120	85	65	42	38	350
20代	230	175	145	98	75	723
30代	310	190	170	125	95	890
40代	285	165	150	105	80	785
50代	210	135	120	90	65	620
60代以上	175	130	110	85	70	570
合計	1330	880	760	545	423	3938

個人情報ではないが
法人等の権利利益を侵害する
おそれがある場合など

その他秘匿化 p.34,35

<例: 無人航空機飛行計画>



A社
飛行目的: 測量
保険情報: 対人補償、900万

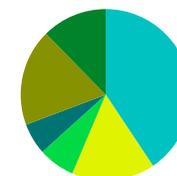


B社
飛行目的: 資材管理
保険情報: 対物補償、1.2億



C社
飛行目的: 研究開発
保険情報: 対物補償、2億

⋮



飛行目的

- 業務 空撮
- 業務 報道取材
- 業務 警備
- 業務 インフラ点検・保守
- 業務以外 趣味
- 業務以外 その他

保険情報(対人)



- 1000万円以下
- 1,000万円以上1億円未満
- 1億円以上5億円未満
- 5億円以上

保険情報(対物)



- 1000万円以下
- 1,000万円以上1億円未満
- 1億円以上1.5億円未満
- 1.5億円以上

Check!!

行政機関等匿名加工情報の加工に係る手法例

個人情報や法人等の権利利益に関わる情報を含むデータをオープンデータ化するために、適切な秘匿化処理を行います。

※ 匿名加工情報の作成に当たっての一般的な加工手法を例示したものであり、その他の手法を用いて適切に加工することを妨げるものではありません。

	手法名・解説 ^[1]	処理例 ^{[2][3]}	
		処理前	処理後
項目削除/レコード削除/セル削除	加工対象となる個人情報ファイルに含まれる保有個人情報の記述等を削除するもの。	個人の氏名: 国土 太郎 個人の連絡先: 090-000-△△△△	氏名・連絡先を削除
一般化	加工対象となる情報に含まれる記述等について、上位概念若しくは数値に置き換えること又は数値を四捨五入などして丸めることとするもの。	法人(個人)の住所、製造施設の住所、設備等の保管地: 〇〇県〇〇市〇〇丁〇〇番〇〇号	〇〇県
		営業所の所在地: 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号	経度・緯度
		特定の年齢: 19歳、27歳、35歳、48歳	1: 20代未満、2: 20代、3: 30代、4: 40代
		特定の経歴: 3年、8年、12年、23年	1: 1-5年、2: 6-10年、3: 11-15年、4: 16-20年
トップ(ボトム)コーディング	加工対象となる個人情報ファイルに含まれる数値に対して、特に大きい又は小さい数値をまとめることとするもの。	特定の年度: 1982年、1994年、2003年	1980年: 1980年~1999年 2000年: 2000年~2019年
マイクロアグリゲーション	加工対象となる個人情報ファイルを構成する保有個人情報をグループ化した後、グループの代表的な記述等に置き換えることとするもの。	特定の数量: 3台、5台、26台、38台、42台	1: 1以上5台未満、2: 5以上20台未満、3: 20以上50台未満
		特定の数量: 在庫数	各階層データ数が全データ数に対して10%となるように整理
データ交換(スワップ)	加工対象となる個人情報ファイルを構成する保有個人情報相互に含まれる記述等を(確率的に)入れ替えることとするもの。	1982年、国土 太郎 1994年、国土 花子 2003年、国土 次郎	1994年、国土 次郎 2003年、国土 太郎 1982年、国土 花子
ノイズ(誤差)付加	一定の分布に従った乱数的な数値を付加することにより、他の任意の数値へと置き換えることとするもの。	資本金: 300万円~500万円 24社 500万円~1000万円 18社 1000万円~2000万円 31社 2000万~ 27社 合計 100社	資本金: 300万円~500万円 36社 500万円~1000万円 22社 1000万円~2000万円 19社 2000万~ 23社 合計 100社
疑似データ生成	人工的な合成データを作成し、これを加工対象となる個人情報ファイルに含ませることとするもの。		
その他(新規IDの再附番) ^[3]	既存の番号やID等を新たな附番ルールに基づき新規ID等に再附番するもの。	特定のID: D239508FE	新規ID: 9203451
その他(偏差値化) ^[3]	元のデータの値を平均値と標準偏差を用いて変換するもの。	特定の数量: 1、2、58、89、101、131、201	1~100までは実数、101以上は「999」

<参照元>

[1] 個人情報保護委員会事務局「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」, 令和4年2月(令和6年4月一部改正), p.352 (参照 2025年4月)

[2] Project LINKSの検討において行った加工例

[3] 高部 勲「統計研究彙報 第79号 2022年3月(111-130)」, p.120-121(参照 2025年4月)

①匿名化(行政機関等匿名加工情報の作成)

なにをする? 個人情報を含むデータについて、特定の個人を識別できないように、行政機関等匿名加工情報を作成しましょう。

■行政機関等匿名加工情報とは

保有個人情報の全部又は一部を加工して得られる匿名加工情報のことです。(詳細はp.35 Referencesを参照)

■行政機関等匿名加工情報の作成の観点

- 個人情報保護の権利利益保護に配慮しつつ、データの有用性を保つための適切な匿名化処理が必要です。
- 個人情報保護委員会規則で定める基準に従い匿名化を行い、個人情報のどの項目を削除または一般化するか等を検討します。

匿名化の手法例(例:無人航空飛行計画)



項目	記載内容例	個人情報該当性	匿名化の検討	
登録者氏名	飛行 次郎	○	新規IDの再附番	既存の番号やID等を新たな附番ルールに基づき新規ID等に再附番
登録者生年月日	1998-12-02	○	一般化	特定の個人を識別することができる記述等の削除
			項目削除等	上位概念若しくは数値に置き換える
登録者電話番号	090-1234-5678	○	項目削除等	特定の個人を識別することができる記述等の削除
登録者メールアドレス	Jiro.hiko@drone.com	○	項目削除等	特定の個人を識別することができる記述等の削除
登録者住所	〇〇県△△市□□● 丁目-▲-■	○	一般化	上位概念若しくは数値に置き換える



項目	処理例
登録者氏名	JP983671
登録者年代	20代
登録者電話番号	- (削除)
登録者メールアドレス	- (削除)
登録者住所	東京都



留意点

匿名化によりデータの有用性が著しく損なわれないかの検討と利用目的に応じた適切な匿名化レベルを設定する必要があります。また、匿名化後のデータと他の情報を組み合わせた場合の再識別可能性と特異なデータ等による識別リスクを確認することが重要です。

②統計化(統計情報等の作成)

なにをする? 個人情報を含むデータについて、特定の個人を識別できないように、統計情報(クロス集計)を作成しましょう。

■統計情報の作成の観点

統計情報の作成においては、個人の特定リスクを排除しつつ、データを持つ本質的な情報価値を最大限保持するバランスが重要です。また、統計処理の方法論を明確に示すことで、データの信頼性と透明性を確保します。

統計処理の妥当性 | 個人を特定できる情報(氏名、住所等)について、削除または統計処理を行う

統計区分の粒度 | 地理的区分(都道府県、市区町村、町丁目など)、年齢区分、所得区分、時間区分等を適切に設定する

統計処理 | 前項の統計化の必要性と方法を検討する

統計化の手法例 (例:無人航空飛行計画)

項目	記載内容例			個人情報 該当性
ID	FP2024000 00001	FP2024000 00002	FP2024000 00003	○
登録者生年月日	1998-12-02	1956-08-07	1983-02-28	○
登録者住所	東京都新宿区 □□●丁目	神奈川県横浜市 □□●丁目	埼玉県大宮市 □□●丁目	○
飛行目的	空撮	測量	自然観測	○
保険情報 対人補償	500万円	3,000万円	1.2億円	○
保険情報 対物補償	900万円	5,000万円	1.4億円	



留意点

統計情報はオープンデータ化の手段として有効である一方、集計による情報の粗視化は避けられないため、想定される利用ニーズを踏まえ、最適な粒度と形式を検討することが必要です。

年代・住所のクロス集計による統計化例

年代/住所	東京都	神奈川県	埼玉県	千葉県	茨城県	合計
10代未満	120	85	65	42	38	350
20代	230	175	145	98	75	723
30代	310	190	170	125	95	890
40代	285	165	150	105	80	785
50代	210	135	120	90	65	620
60代以上	175	130	110	85	70	570
合計	1330	880	760	545	423	3938

年代・飛行目的・保険情報のクロス集計による統計化例

年代/飛行目的/保険	空撮				測量	
	1000万円未満	1000万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上	1000万円未満	...
10代未満	120	85	65	42	38	...
20代	230	175	145	98	75	...
30代	310	190	170	125	95	...
40代	285	165	150	105	80	...
50代	210	135	120	90	65	...
60代以上	175	130	110	85	70	...
合計	1330	880	760	545	423	...

③その他秘匿化

なにをする? 法人等の権利利益を侵害するおそれのあるデータについて、特定の法人を識別できないように、適切な秘匿化処理を行いましょう。

■Project LINKSの様々なデータにおけるその他秘匿化の適用例(1/2)

無人航空飛行計画の秘匿化処理例



項目	記載内容例	その他秘匿化の検討		処理例
出発地	静岡県磐田市 □□●丁目	一般化	市町村単位にする	静岡県磐田市
保険情報 対人補償額	1億円	マイクロアグリ ゲーション	類似値でグループ 化し、グループ毎に 代表値を割り当てる	1:1000万未満 2:1000万以上1億未満 3:1億以上5億未満 4:5億以上
保険情報 対物補償額	5,000万円	マイクロアグリ ゲーション	類似値でグループ 化し、グループ毎に 代表値を割り当てる	1:1000万未満 2:1000万以上1億未満 3:1億以上1.5億未満 4:1.5億以上

自動車運送事業の事故報告書の秘匿化処理例



項目	記載内容例	その他秘匿化の検討		処理例
事業者 営業所運転者数	55人	マイクロアグリ ゲーション	類似値でグループ化し、 グループ毎に代表値を割 り当てる	1以上5人未満:1 5以上10人未満:2 10以上20人未満:3 20以上50人未満:4 50以上100人未満:5 100人以上:6 その他(不明):7

倉庫業登録申請書の秘匿化処理例



項目	記載内容例	その他秘匿化の検討		処理例
事業者の所在地	静岡県磐田市 □□●丁目	一般化	市町村単位にする	静岡県磐田市
倉庫の所在地 緯度・経度	34.XXXXX 137.XXXXX	一般化	市区町村名とあわせて 市区町村の代表地点の 緯度経度を付与	34.74172 137.88023

一般旅客定期航路事業の秘匿化処理例



項目	記載内容例	その他秘匿化の検討		処理例
企業名	●●フェリー	その他 (新規IDの再附番)	企業名ではなく、独 立した新規IDを附 番する	9000000001
船舶保有者	国土 太郎	その他 (新規IDの再附番)	船舶保有者から個 人や企業が特定で きないよう新たな IDを附番する	9000000001

③その他秘匿化

なにをする? 法人等の権利利益を侵害するおそれのあるデータについて、特定の法人を識別できないように、適切な秘匿化処理を行いましょう。

■Project LINKSの様々なデータにおけるその他秘匿化の適用例(2/2)



貨物自動車運送事業における事業・財務等関連指標の処理例

項目		記載内容例	その他秘匿化の検討	処理例		
事業指標	事業概況 事業用自動車(両)	37	一般化(ランク化)・偏差値化	「都道府県」等の住所情報を非公開とすることで、エリア単位で集計化せず、全国の事業者について、事業指標や財務指標を一般化(ランク化)および偏差値化 一般化(ランク化)の方法 ・ 1~6のランクで処理 ・ 各階層のデータ数が概ね等分となるように階層化 偏差値化の方法 ・ 偏差値100までは実数、101以上は「999」で処理	一般化 1:0 2:0以上320000未満 3:320000以上790000未満 4:790000以上2450000未満 5:2450000以上5000000未満 6:5000000以上	
	従業員数	109				
	全国-走行キロ	365000				
財務指標	営業収益	400000				偏差値化 47
	営業費	40000				
	営業損益	10000				



貨物自動車運送事業におけるデータリスト

事業者ID	事業概況 事業用自動車(両) ランク	事業概況 事業用自動車(両) 偏差値	事業概況 従業員数(人) ランク	事業概況 従業員数(人) 偏差値	全国-走行キロ ランク	全国-走行キロ 偏差値	全国-営業収入 ランク	全国-営業収入 偏差値	営業費用 運送費 人件費 ランク	営業費用 運送費 人件費 偏差値	...
192345678	2	47	4	47	3	47	6	96	2	47	...
192456789	6	57	4	47	3	47	5	49	6	87	...
192567890	5	48	4	47	6	50	5	48	5	49	...
192678901	6	51	5	49	2	47	1	46	3	47	...
...

行政機関等匿名加工情報とは

参照元[1]より引用

4-2-9 行政機関等匿名加工情報

「行政機関等匿名加工情報」とは、次の(1)から(3)までのいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部を加工して得られる匿名加工情報をいう(法第 60 条第 3 項)。

なお、行政機関等匿名加工情報は、個人の権利利益の保護に支障がない範囲で保有個人情報を加工するものであるところ、次の不開示情報が含まれる場合、これらを加工して提供することは、個人の権利利益以外の保護法益を害するおそれがあるため、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除外されている。

- 行政機関情報公開法第 5 条に規定する不開示情報(同条第 1 号に掲げる情報を除き、同条第 2 号ただし書に規定する情報を含む。)
- 独立行政法人等情報公開法第 5 条に規定する不開示情報(同条第 1 号に掲げる情報を除き、同条第 2 号ただし書に規定する情報を含む。)
- 地方公共団体の情報公開条例に規定する不開示情報であって、行政機関情報公開法第 5 条に規定する不開示情報(同条第 1 号に掲げる情報を除き、同条第 2 号ただし書に規定する情報を含む。)に相当するもの

(1) 法第 75 条第 2 項各号のいずれかに該当するもの又は同条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと(法第 60 条第 3 項第 1 号)。

(2) 行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法又は情報公開条例の規定により、行政機関の長等及び法第 58 条第 1 項各号に掲げる法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報記録されている行政文書等の開示の請求があったとしたならば、当該行政機関の長等及び同項各号に掲げる法人が次のいずれかを行うこととなるものであること(法第 60 条第 3 項第 2 号)。

- ① 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること(同号イ)。
- ② 行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法又は情報公開条例の規定により意見書の提出の機会を与えること(同号ロ)。

(3) 行政機関等及び法第 58 条第 1 項各号に掲げる法人の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、法第 116 条第 1 項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること(法第 60 条第 3 項第 3 号)。

<参照元>

[1]個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)」, 令和4年1月(令和6年11月一部改正), p.17-18 (参照 2025年4月)

行政機関等匿名加工情報の作成等

参照元[1]より引用

7-9 行政機関等匿名加工情報の作成等(法第 116 条)

法第 116 条

1 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

2 前項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報の作成の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

規則第 62 条

法第 116 条第 1 項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること(当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

(2) 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

(3) 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号(現に行政機関等において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。)を削除すること(当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。)

(4) 特異な記述等を削除すること(当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

(5) 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

<参照元>

[1]個人情報保護委員会事務局「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」, 令和4年2月(令和6年4月一部改正), p.345 (参照 2025年4月)

統計情報と匿名加工情報は何が違う？

参照元[1]より引用

Q15-2 統計情報と匿名加工情報の違いは何ですか。

A15-2 統計情報は、複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計等して得られる情報であり、一般に、特定の個人との対応関係が排斥されているため、「個人情報」に該当しないものです。他方、匿名加工情報は、法第36条第1項に基づき、施行規則第19条各号で定める基準に従い加工したものであり、例えば、ある一人の人物の購買履歴や移動履歴等の情報など、個人単位の「個人に関する情報」を含むものです。
(平成30年7月追加)

参照元[2]より引用

Q15-1 個人情報から作成した統計情報についても匿名加工情報に該当しますか。

A15-1 ガイドライン(匿名加工情報編)2-1にもあるように、統計情報は、複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られるデータであり、集団の傾向又は性質などを数量的に示すのみで特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、「個人に関する情報」に該当するものではないため、個人情報保護法の対象外となります。一方、特定の個人が識別できる情報であれば、個人情報に該当することとなりますので留意が必要です。

統計データは個人情報に該当しない？

参照元[3]より引用

Q2-5 個人情報を統計処理して特定の個人を識別することができない態様で利用する場合についても、利用目的として特定する必要がありますか。

A2-5 利用目的の特定は「個人情報」が対象であるため、個人情報に該当しない統計データは対象となりません。また、統計データへの加工を行うこと自体を利用目的とする必要はありません。

<参照元>

[1]個人情報保護委員会, FAQ索引 Q15-2 (参照 2025年4月)

[2]個人情報保護委員会, FAQ索引 Q15-1 (参照 2025年4月)

[3]個人情報保護委員会, FAQ索引 Q2-5 (参照 2025年4月)

行政機関等による個人情報の加工と提供に関する法的枠組みはどのようになっている？

参照元[1]より引用

Q6-1-1 行政機関等において、仮名加工情報又は行政機関等匿名加工情報ではない匿名加工情報を作成することは可能か。

A6-1-1 「仮名加工情報」の作成等(法第41条)の規定は、行政機関等には適用がないことから、仮名加工情報を作成することはできません。行政機関等における仮名加工情報の取扱いに係る義務(法第73条)は、第三者から取得した仮名加工情報の取扱いに係る規定です(第三者から取得した仮名加工情報であっても、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる場合には個人情報である仮名加工情報に該当し、法第73条の適用はありません。)

また、「匿名加工情報」の作成等(法第43条第1項)の規定についても、行政機関等には適用がなく、そのほかに、行政機関等における、行政機関等匿名加工情報ではない匿名加工情報の作成等に関する規定が存在しないことから、行政機関等匿名加工情報ではない匿名加工情報を作成することはできません。仮に行政機関等が法第43条の匿名加工情報の加工基準を充足する加工を行ったとしても、当該情報は行政機関等匿名加工情報ではない匿名加工情報に該当するものではありません。一方で、第三者から匿名加工情報の提供を受けた場合には、匿名加工情報の取扱いに係る義務が課されます(法第123条各項)。(令和6年3月追加)

参照元[2]より引用

Q6-1-2 提案募集によらない行政機関等匿名加工情報の作成、提供は許容されるか。

A6-1-2 行政機関等匿名加工情報の作成については、法第112条の提案を受けた場合に限られるものではありません。行政機関等匿名加工情報を作成することは、作成の元となる保有個人情報の利用に該当し、法令に基づく場合、法第61条で特定された利用目的のために作成する場合又は法第69条2項各号に基づく利用目的以外の目的のために作成する場合があります。

その上で、作成した行政機関等匿名加工情報は個人情報に該当しないところ、その提供については法第109条第2項各号に該当する場合に限定されます。なお、行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成する場合には、法第116条及び規則第62条で定める基準に基づく必要があるほか、法第121条第1項に基づきその作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために他の情報と照合することが禁止され、同条第2項に基づき行政機関等匿名加工情報等の漏えいを防止するために必要なものとして規則第65条で定める基準に従い、適切な管理のために必要な措置を講じなければならないことに留意する必要があります。

また、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、法第117条に基づき、同条各号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載する必要があるところ、この場合、当該行政機関等

匿名加工情報について、法第118条の提案を受けることが考えられます。

この点、地方公共団体の機関は法第119条第4項に基づき、地方独立行政法人は同条第8項に基づき、それぞれ手数料を定める必要が生じ得ることに御留意ください。

(令和6年3月追加)

<参照元>

[1]個人情報保護委員会事務局「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A(行政機関等編)」, 令和4年2月(令和6年3月更新), p.43-44 (参照 2025年4月)

[2]個人情報保護委員会事務局「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A(行政機関等編)」, 令和4年2月(令和6年3月更新), p.44 (参照 2025年4月)

統計情報とは

参照元[1]より引用

3-2-8 匿名加工情報(法第2条第6項)

(中略)

なお、「統計情報」は、複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られるデータであり、集団の傾向又は性質などを数量的に把握するものである。したがって、統計情報は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、法における「個人に関する情報」に該当するものではないため、法の適用の対象外となる。

① 法第2条第1項第1号に該当する「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」である個人情報の場合

特定の個人を識別することができなくなるように当該個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等の一部を削除すること。

② 法第2条第1項第2号に該当する「個人識別符号が含まれる」個人情報の場合

当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を特定の個人を識別することができなくなるように削除すること(この措置を講じた上で、まだなお法第2条第1項第1号に該当する個人情報であった場合には、同号に該当する個人情報としての加工を行う必要がある。)

<参照元>

[1]個人情報保護委員会事務局「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」, 令和4年2月(令和6年4月一部改正), p.54 (参照 2025年4月)

Step

4 付帯データの作成

オープンデータに付帯するデータを作成する

- ①データ仕様書の理解
- ②データ構成(メタデータ)の作成
- ③データ項目定義書の作成
- ④コードリストの作成
- ⑤ER図の作成 ※任意

①データ仕様書の理解

なにをする？ データ仕様書の目的や構成要素を確認しましょう。

■データ仕様書の目的

データ仕様書とは、利用者がデータの構造や各データ項目の定義を正しく理解できるようにまとめたものです。データの更新頻度、文字コード、日付形式などの技術的な仕様や、データ項目に含まれる値の制約条件(例:入力可能な値の範囲)を明記することで、データを適切に活用するための仕様書となります。



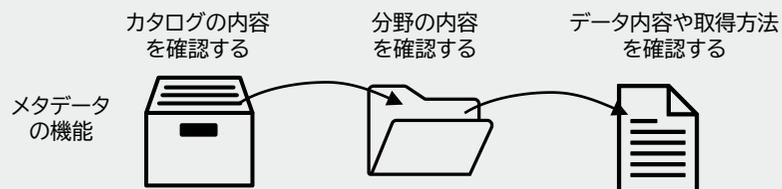
■データ仕様書の構成要素

1 データ構成(メタデータ)^[1] **必須**

データの作成者・連絡先や対象地域、対象期間、データの説明等のデータ概要を整理した情報であり、データを検索する際に使用します。オープンデータ本体に付帯して整備し、データカタログで検索に使用されます。メタデータの国際的な標準であるDCATに準拠することが重要になります。

DCATとは^[1]

DCAT((Data Catalog Vocabulary))とは、国際標準化団体W3C(World Wide Web Consortium)が勧告しているデータカタログのメタデータ標準。



※なお、国土交通データプラットフォームへオープンデータを掲載する際のメタデータの標準仕様として、「国土交通データプラットフォームデータ連携標準仕様(案)^[2]」が定められています。併せて参照ください。

2 データ項目定義書 **必須**

各データ項目について、フィールド名やデータ型、項目の内容、入力例、秘匿化処理の有無等の情報を整理した情報であり、ユーザーのデータ活用やアプリケーション開発を正確かつ容易にするために作成します。

3 コードリスト **必須**

特定のデータ項目において、データの階層化や繰り返し入力される特定の選択肢(キーワード)について表現したコードを整理した情報であり、コードで簡潔に整理することで、ユーザーのデータ活用やアプリケーション開発を支援します。

4 ER図(ER:Entity Relationship Diagram) **任意**

データベースの設計や開発の際に用いられ、データベース内のデータ構造や関係性を視覚的に表現した図。複数のデータ間の関係性を表す図を必要に応じて作成します。オープンデータ化するデータが単一の場合には、作成不要です。

<参照元>

[1] デジタル庁「メタデータ導入実践ガイドブック」, 2022年3月31日, p.2-3(参照 2025年4月)

[2] 国土交通省「国土交通データプラットフォームデータ連携標準仕様(案) Ver.1.1」, 2025-04(参照 2025年4月)

①データ仕様書の理解

なにをする？ データ仕様書の目的や構成要素を確認しましょう。

■データ仕様書のダウンロード

データ仕様書Excelファイルのテンプレートダウンロードは[こちら](#)

ファイル名は、「XX_XXXXXXXXX_dataspecificationdocument_20XX」とします。

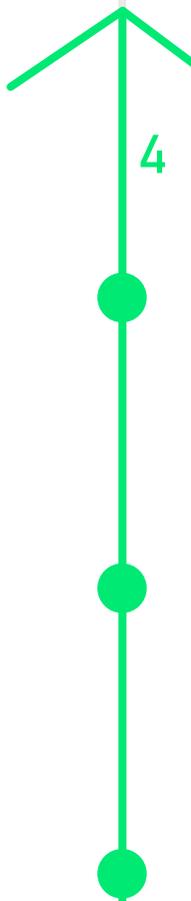
任意の2桁の番号 データ名称をアルファベットで記載 発行年(または年度)の下2桁

(例:組織管内図データの場合「99_kokudokoutsuushososhikikannaizu_flat_dataspecificationdocument_2024」)

データ仕様書 テンプレートのイメージ

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R
カテゴリ (クラス)	メタデータ項目		メタデータ内容														
カタログ情報	1	管理ID (URL)															
	2	タイトル (データセット名称)															
	3	説明															
	4	キーワード															
	5	テーマ分類															
	6	対象地域															
	7	対象期間															
	8	提供者															
	9	連絡先情報															
	10	作成者															
	11	公開日															
	12	最終更新日															
	13	更新頻度															
	14	言語															
	15	ライセンス															
	16	利用規約															
	データセット情報	17	ホームページ (ソース)														
18		管理ID (URL)															
19		タイトル															
20		バージョン															
21		説明															
22		キーワード															
23		対象地域(範囲)															
24		対象期間															
25		分類															
26		提供者															
27		作成者															
28		連絡先情報															
データサービス情報	29	タイプ															
	30	エンコーディング															
	31	公開日															
	32	最終更新日															
	33	更新頻度															
	34	言語															
	35	ライセンス															
	36	準拠する標準															
	37	関連ドキュメント															
	38	ランディングページ															
	39	管理ID (URL)															
	40	タイトル															
	41	説明															
	42	キーワード															
	43	対象データセット															
	44	提供者															
	45	タイプ															

4つの構成要素毎にシートになっています。
 01_データ構成(メタデータ)
 02_データ項目定義書 ※複数シートの場合あり
 03_コードリスト
 04_ER図 ※複数シートの場合あり



②データ構成(メタデータ)の作成

なにをする? テンプレートの構成要素に従って、データの概要を整理しましょう。

データ仕様書の記入項目

01_データ構成(メタデータ)

02_データ項目定義書

03_コードリスト

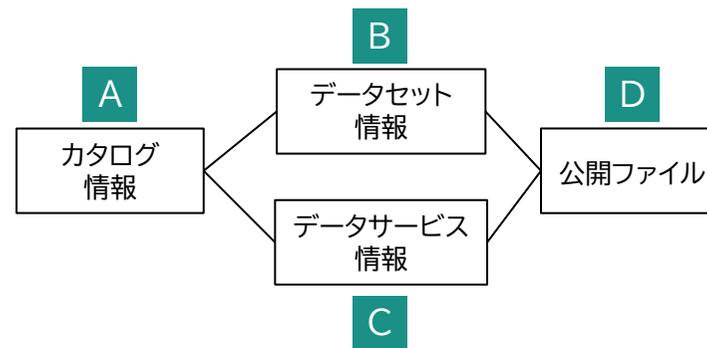
04_ER図

データ構成(メタデータ) とは [1]

データの作成者・連絡先や対象地域、対象期間、データの説明等のデータ概要を整理した情報であり、データを検索する際などに使用します。オープンデータ本体に付帯して整備し、データカタログで検索に使用されます。メタデータの国際的な標準であるDCATに準拠することが重要になります。

メタデータとして記入する内容

	構成要素	目的・観点	記入項目(例)
A	カタログ情報	特定目的に対するデータの集合体のこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・タイトル(データセット名称) ・説明 ・テーマ分類 ・提供者 ・ライセンス
B	データセット情報	公開される情報の束のことであり、複数のデータの集合体であることもある。品質やライセンス等、利用するための情報を含む。	<ul style="list-style-type: none"> ・バージョン ・説明 ・タイプ ・エンコーディング ・関連ドキュメント
C	データサービス情報	サブスクリプションやAPIでデータを入手するための詳細情報のこと。サービス形式などの情報を含む。	<ul style="list-style-type: none"> ・説明 ・対象データセット
D	公開ファイル	個々のデータ単位の情報のこと。配信するための技術的内容などを含む。	<ul style="list-style-type: none"> ・説明 ・アクセスサービス ・バイトサイズ ・ファイル形式 ・アクセスURL



<参照元>

[1]デジタル庁「メタデータ導入実践ガイドブック」, 2022年3月31日, p.2-6(参照 2025年4月)

②データ構成(メタデータ)の作成

なにをする? テンプレートの構成要素に従って、データの概要を整理しましょう。

データ仕様書の記入項目

01_データ構成(メタデータ)

02_データ項目定義書

03_コードリスト

04_ER図

A カタログ情報 記入イメージ(例:Project LINKSオープンデータ 国土交通省組織管内図データ)

カテゴリ(クラス)	メタデータ項目	メタデータ内容
カタログ情報	1 管理ID(URL)	(※公開先のURL)
	2 タイトル (データセット名称)	Project LINKS 公開データ(●●年度)
	3 説明	Project LINKSは、国土交通省の分野横断的なDX推進プロジェクトです。これまで活用されてこなかった様々な行政情報を「データ」として再構築し、これを活用できるようにすることで、データに基づく政策立案の推進(EBPM)や、新たなビジネス創出(オープン・イノベーション)の実現を目指します。本データセットは、Project LINKS の公開データです。無人航空機や貨物自動車、倉庫など国土交通省が所管する多様な分野のデータをご活用ください。
	4 キーワード	一般旅客、無人航空機、貨物自動車、内航海運、モーダルシフト、管内図、倉庫、自動車事故、GTFS
	5 テーマ分類	国土交通省所管データ
	6 対象地域	各データセット情報参照
	7 対象期間	各データセット情報参照
	8 提供者	国土交通省 総合政策局 情報政策課
	9 連絡先情報	hqt-projectlinks@ki.mlit.go.jp
	10 作成者	国土交通省 総合政策局 情報政策課
	11 公開日	2024-11-23
	12 最終更新日	2024-11-22
	13 更新頻度	不定期
	14 言語	Ja
	15 ライセンス	政府標準利用規約(第2.0版)
	16 利用規約	https://www.mlit.go.jp/links/terms-of-use.html
	17 ホームページ(ソース)	https://www.mlit.go.jp/links/

②データ構成(メタデータ)の作成

なにをする? テンプレートの構成要素に従って、データの概要を整理しましょう。

データ仕様書の記入項目

01_データ構成(メタデータ)

02_データ項目定義書

03_コードリスト

04_ER図

B データセット情報 記入イメージ(例:Project LINKSオープンデータ 国土交通省組織管内図データ)

カテゴリ(クラス)	メタデータ項目	メタデータ内容
データセット情報	18 管理ID(URL)	(※公開先のURLが入ります)
	19 タイトル	国土交通省組織管内図データ
	20 バージョン	ver1.0
	21 説明	「国土交通省組織管内図データ」とは、国土交通省の出先機関における所管手続や所管エリア、住所・連絡先等の情報を組織規則や独自の調査票等をもとにデータ化したものです。 所管組織及び所管業務(ファイル①・②)は全国の出先機関(運輸局、地方整備局、国道及び河川事務所の一部、海事事務所等)を対象に、2024年度の5千超の所管組織・所管業務情報をデータ化するとともに、所管手続(ファイル③)は2024年度の1万3千超の所管手続情報をデータ化しています。さらに、全国の行政ポリゴン(ファイル④)や東京都内の国道ライン(ファイル⑤・⑥)、荒川下流河川事務所の河川ポリゴン(ファイル⑦・⑧)も作成しており、所管組織・所管業務・所管手続情報と紐づいたデータとしています。データの作成にあたっては、デジタルデータを基本に活用しておりますが、一部目視作業等を行っており、データの完全性や正確性を保証するものではありません。 https://www.mlit.go.jp/links/ 本データは政府標準利用規約(第2.0版)に準拠しています。また、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示4.0国際と互換性があるとともに、利用者がOpen Data CommonsによるODC BY又はODbLでの利用を希望する場合に、それを妨げるものではありません。
	22 キーワード	国土交通省組織管内図、運輸局、地方整備局、直轄道路・河川事務所の一部、海事事務所
	23 対象地域(範囲)	所管組織及び所管業務、所管手続、行政ポリゴンは日本全国を対象としており、国道事務所は東京都内、河川事務所は荒川下流河川事務所を対象としています。
	24 対象期間	2024年度
	25 分類	国土交通省組織管内図
	26 提供者	国土交通省 総合政策局 情報政策課
	27 作成者	国土交通省 総合政策局 情報政策課
	28 連絡先情報	hqt-projectlinks@ki.mlit.go.jp
	29 タイプ	csv
	30 エンコーディング	UTF-8
	31 公開日	2024-11-23
	32 最終更新日	2024-11-22
	33 更新頻度	不定期
	34 言語	ja
	35 ライセンス	政府標準利用規約(第2.0版)
36 準拠する標準	https://www.w3.org/TR/vocab-dcat-3/	
37 関連ドキュメント	https://www.mlit.go.jp/links/	
38 ランディングページ	https://www.mlit.go.jp/links/	

②データ構成(メタデータ)の作成

なにをする? → テンプレートの構成要素に従って、データの概要を整理しましょう。

データ仕様書の記入項目

01_データ構成(メタデータ)

02_データ項目定義書

03_コードリスト

04_ER図

C データサービス情報 記入イメージ(例:Project LINKSオープンデータ 国土交通省組織管内図データ)

カテゴリ(クラス)	メタデータ項目	メタデータ内容
データサービス情報	39 管理ID(URL)	(※公開先のURLが入ります)
	40 タイトル	●●●(※公開先名称が入ります)によるデータ提供
	41 説明	●●●(※公開先名称が入ります)によるデータ提供
	42 キーワード	国土交通省組織管内図、運輸局、地方整備局、直轄道路・河川事務所の一部、海事事務所
	43 対象データセット	01_所管組織.csv, 02_所管業務.csv, 03_所管手続.csv, 04_行政区域ポリゴン.geojson, 05_管轄区域ライン_整備局Lv2_国道.geojson, 06_管轄区域ライン_整備局Lv3_国道.geojson, 07_管轄区域ポリゴン_整備局Lv2_河川.geojson, 08_管轄区域ポリゴン_整備局Lv3_河川.geojson
	44 提供者	国土交通省 総合政策局 情報政策課
	45 タイプ	web
	46 ライセンス	GoogleOne
	47 準拠する標準	https://www.w3.org/TR/vocab-dcat-3/
	48 関連ドキュメント	https://www.mlit.go.jp/links/
	49 エンドポイントURL	(※公開先のURLが入ります)
	50 ランディングページ	(※公開先のURLが入ります)

②データ構成(メタデータ)の作成

なにをする? → テンプレートの構成要素に従って、データの概要を整理しましょう。

データ仕様書の記入項目

01_データ構成(メタデータ)

02_データ項目定義書

03_コードリスト

04_ER図

D データサービス情報 記入イメージ(例:Project LINKSオープンデータ 国土交通省組織管内図データ)

カテゴリ(クラス)	メタデータ項目	メタデータ内容
公開ファイル①(配信情報)	51	管理ID(URL) (※公開先のURLが入ります)
	52	タイトル(ファイル名) 01_所管組織.csv
	53	説明 所管組織名や住所、連絡先、拠点位置(緯度・経度)等の所管組織情報を有するデータ
	54	アクセスサービス (※公開先の名称が入ります)
	55	バイトサイズ 30M
	56	ファイル形式 csv
	57	メディアタイプ text/csv
	58	公開日 2024-11-23
	59	最終更新日 2024-11-22
	60	期間 2024-11-23/2025-11-22
	61	ステータス 配信中
	62	言語 ja
	63	ライセンス 政府標準利用規約(第2.0版)
	64	利用規約 https://www.mlit.go.jp/links/terms-of-use.html
	65	準拠する標準 https://www.w3.org/TR/vocab-dcat-3/
	66	関連ドキュメント https://www.mlit.go.jp/links/
	67	アクセスURL (※公開先のURLが入ります)
	68	ダウンロードURL (※公開先のURLが入ります)
公開ファイル②(配信情報)	69	管理ID(URL) (※公開先のURLが入ります)
	70	タイトル(ファイル名) 02_所管業務.csv
	71	説明 所管組織名や所管業務内容(国土交通省組織令・地方整備局組織規則・地方整備局組織規則にもとづく)、管轄区域名等の所管業務情報を有するデータ
	72	アクセスサービス (※公開先の名称が入ります)
	73	バイトサイズ 30M
	74	ファイル形式 csv
	75	メディアタイプ text/csv
	76	公開日 2024-11-23
	77	最終更新日 2024-11-22
	78	期間 2024-11-23/2025-11-22
	79	ステータス 配信中

※ 公開ファイルが複数ある場合、公開ファイル毎に下に続けて記載します。項目は繰り返すとなります。

③データ項目定義書の作成

なにをする？ テンプレートの構成要素に従って、データの定義を公開するデータファイル毎に整理しましょう。

データ仕様書の記入項目

01_データ構成(メタデータ)

02_データ項目定義書

03_コードリスト

04_ER図

データ項目定義書とは

各データ項目について、フィールド名やデータ型、項目の内容、入力例、秘匿化処理の有無等の情報を整理した情報であり、ユーザーのデータ活用やアプリケーション開発を正確かつ容易にするために作成します。

データ項目定義書 記入イメージ (例:国土交通省組織管内図データ 01_所管組織)

⚠️ 留意点 公開するデータセット毎にシートを作成します

番号	フィールド名	データ型	項目	項目の内容	単位	入力例	個人情報の該当性の有無	匿名化処理の有無	法人等の権利利益の有無	備考	出典
1	organizationID	テキスト型	所管組織ID	組織を一意に識別するための固有の識別子	-	006000303000000	無	無	無	附番ルール参照	新規作成
2	organizationName	テキスト型	所管組織名	組織の正式名称	-	関東運輸局	無	無	無		国土交通省組織令・地方運輸局組織規則・地方整備局組織規則
3	intOrExtType	整数型	内外区分	組織が内部組織か外部組織かを区別するための分類	-	1	無	無	無	コードリスト参照	新規作成
4	organizationType	整数型	組織種別	組織の性質や機能に基づく分類	-	28	無	無	無		新規作成
5	organizationLevel	整数型	組織Lv	ネスト構造の階層レベル	-	1	無	無	無	コードリスト参照	新規作成
6	address	テキスト型	住所	組織の物理的な所在地	-	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎	無	無	無		地方運輸局・地方整備局に対する独自の調査票
7	tel	テキスト型	電話番号	組織への連絡に使用できる電話番号	-	045-212-2017	無	無	無		地方運輸局・地方整備局に対する独自の調査票
8	website	テキスト型	ウェブサイト	組織の公式ウェブサイトのURL	-	https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/	無	無	無		地方運輸局・地方整備局に対する独自の調査票またはインターネット検索
9	latitude	小数点型	拠点位置 緯度	組織の拠点位置を示す緯度座標(度数表記)	-	35.450755	無	無	無		住所をもとにジオコーディングで作成
10	longitude	小数点型	拠点位置 経度	組織の拠点位置を示す経度座標(度数表記)	-	139.63732	無	無	無		住所をもとにジオコーディングで作成

④コードリストの作成

なにをする？ → テンプレートの構成要素に従って、データ内で使用するコードを整理しましょう。

データ仕様書の記入項目

01_データ構成(メタデータ)

02_データ項目定義書

03_コードリスト

04_ER図

コードリストとは

特定のデータ項目において、データの階層化や繰り返し入力される特定の選択肢(キーワード)について表現したコードを整理した情報であり、コードで簡潔に整理することで、ユーザーのデータ活用やアプリケーション開発を支援します。

コードリスト 記入イメージ (例:国土交通省組織管内図データ 所管組織)

内外区分
内部組織 / 外部組織

組織種別
地方整備局 / 営繕事務所 / 河川国道事務所 / 砂防国道事務所 / 復興事務所 / 河川事務所 / 砂防事務所 / ...

道路種別
未調査 / 高速自動車国道 / 都市高速道路(含指定都市高速道路) / 一般国道 / 主要地方道(都道府県道) / ...

河川種別
1級直轄区間 / 1級指定区間 / 2級河川区間 / 指定区間外 / 1級直轄区間でかつ湖沼区間を兼ねる場合 / ...

コードリスト

フィールド名	項目名	コード	内容
intOrExtType	内外区分	1	内部組織
intOrExtType	内外区分	2	外部組織
organizationType	組織種別	1	地方整備局
organizationType	組織種別	2	営繕事務所
organizationType	組織種別	3	河川国道事務所
organizationType	組織種別	4	砂防国道事務所
organizationType	組織種別	5	復興事務所
organizationType	組織種別	6	河川事務所
organizationType	組織種別	7	砂防事務所

RoadType	道路種別	0	未調査
RoadType	道路種別	1	高速自動車国道
RoadType	道路種別	2	都市高速道路(含指定都市高速道路)

riverType	河川種別	1	1級直轄区間
riverType	河川種別	2	1級指定区間
riverType	河川種別	3	2級河川区間

データリスト

所管組織ID	内外区分	組織種別	...
10091010000000000	2	36	...
1009101901000000	1	36	...
1009201901000000	2	27	...
1009301901000000	1	36	...
...

⑤ER図の作成 ※任意

なにをする？

必要に応じて、データ構造や関係性を視覚化する図を公開するデータファイル毎に作成しましょう。

データ仕様書の記入項目

01_データ構成(メタデータ)

02_データ項目定義書

03_コードリスト

04_ER図

ER図(ER:Entity Relationship Diagram)とは

データベースの設計や開発の際に用いられ、データベース内のデータ構造や関係性を視覚的に表現した図。複数のデータ間の関係性を表す図を必要に応じて作成します。オープンデータ化するデータが単一の場合には、作成不要です。

ER図 イメージ (例:国土交通省組織管内図データ)

⚠ 留意点 公開するデータセット毎にシートを作成します

所管組織のER図

01_所管組織	
PK	所管組織ID
	所管組織名
	内外区分
	組織種別
	組織Lv
	住所
	電話番号
	ウェブサイト
	拠点位置_緯度
	拠点位置_経度

内外区分コード	

組織LVコード	

行政区域ポリゴンのER図

04_行政区域ポリゴン	
都道府県名	Lv3_運輸局_海事事務所_特例1_所管組織名称
支庁・振興局名	Lv3_運輸局_海事事務所_特例1_所管組織ID
郡・政令都市名	Lv3_運輸局_海事事務所_特例2_所管組織名称
市区町村名	Lv3_運輸局_海事事務所_特例2_所管組織ID
行政区域名	Lv3_運輸局_海事事務所_特例3_所管組織名称
行政区域コード	Lv3_運輸局_海事事務所_特例3_所管組織ID
Lv1_運輸局_本局_一般_所管組織名称	Lv3_運輸局_海事事務所_特例4_所管組織名称
Lv1_運輸局_本局_一般_所管組織ID	Lv3_運輸局_海事事務所_特例4_所管組織ID
Lv2_運輸局_支局_一般_所管組織名称	Lv3_運輸局_海事事務所_特例5_所管組織名称
Lv2_運輸局_支局_一般_所管組織ID	Lv3_運輸局_海事事務所_特例5_所管組織ID
Lv2_運輸局_支局_特例1_所管組織名称	Lv3_運輸局_事務所等_一般_所管組織名称
Lv2_運輸局_支局_特例1_所管組織ID	Lv3_運輸局_事務所等_一般_所管組織ID
Lv2_運輸局_支局_特例2_所管組織名称	Lv1_整備局_本局_一般_所管組織名称

ER図作成の
おすすめツール



draw.io
URL:
<https://www.drawio.com/>



PlantUML
URL:<https://plantuml.com/ja/>



Mermaid
URL:<https://mermaid.js.org/>

Step

5

オープンデータの公開

作成したデータを公開する

- ①オープンデータの公開先／連携先の検討
- ②公開情報の確認
- ③オープンデータサイトへの公開

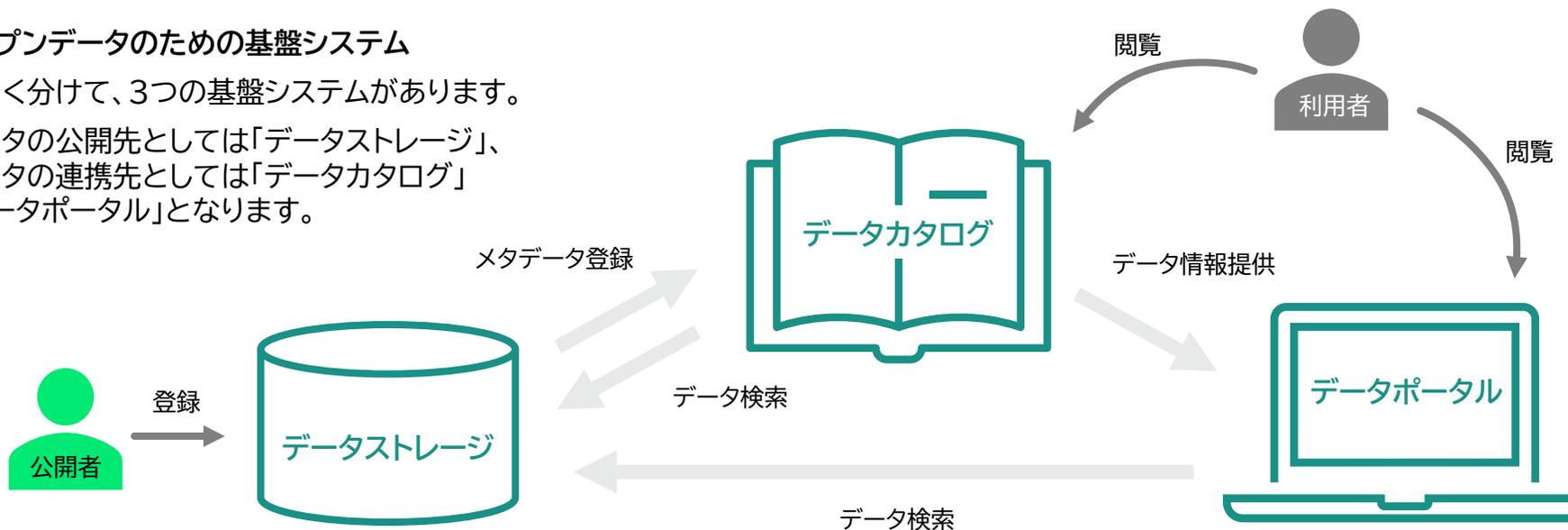
①オープンデータの公開先／連携先の検討

なにをする？ いくつかの観点から、データの公開先と連携先を決めましょう。

■オープンデータのための基盤システム

大きく分けて、3つの基盤システムがあります。

データの公開先としては「データストレージ」、
データの連携先としては「データカタログ」
「データポータル」となります。



	データストレージ	データカタログ	データポータル
機能	データを物理的に保管する場所。 実データを安全に格納。	データをメタデータにより管理する場所。 データの所在、形式、品質、関係性などの情報が整理され、データの検索が可能。	複数のデータカタログの横断的な検索等を提供することで利用者のアクセシビリティを向上させるためのサービス。 データの検索や閲覧(可視化)が可能。
事例	G空間情報センター 国土交通データプラットフォーム 東京都オープンデータカタログサイト RESAS		

①オープンデータの公開先／連携先の検討

なにをする？ いくつかの観点から、データの公開先と連携先を決めましょう。

■データの公開先の検討

まず、データストレージを決めます。

- パターン1) G空間情報センター(*1)等の既存のデータカタログサイトを活用
- パターン2) 自治体オープンデータ「CKAN」等のオープンソースのコンテンツ管理システムを利用し独自のデータ保管場所を構築



留意点

国交省のWebサイト上の各部局ページ上にデータのダウンロードリンクを設けてしまうと、データへのアクセス性が低くなるとともに、オープンデータ化しても十分な活用成果が期待できにくいため、なるべくデータカタログやポータルサイトを活用しましょう！

■データの連携先の検討

次に、データカタログ・データポータルを決めます。

国土交通省のデータを横断的に活用できるポータルサイトとして、国土交通データプラットフォーム(*2)との連携を推奨します。

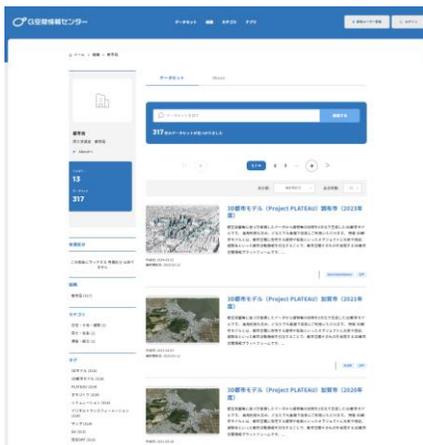
様々な分野のデータとも一体的に活用できるポータルサイトとして、e-GOV(*3)との連携も行うと、さらに活用可能性が広がります。

推奨

(*1)G空間情報センターとは^{[1][2]}

<https://front.geospatial.jp/>

- 官民間問わず、様々な主体により整備・提供される多様な地理空間情報を集約し、利用者がワンストップで検索・ダウンロードし利用できる、産学官の地理空間情報を扱うプラットフォームです。
 - 令和5年1月より、データの保管・公開料が改定され、1TB未満は無料でデータの保管・公開ができます。
- 初めてご利用の方は、新規ユーザー登録が必要です。
- データ登録手順は[こちら](#)をご確認ください。



(*2)国土交通データプラットフォームとは^[3] <https://www.mlit-data.jp/#/>

- 国土交通データプラットフォームとは、国土交通省が保有する多様なデータと民間データを連携させる横断的なデータ基盤システムです。
- 目的は行政業務の効率化、スマートシティ施策の高度化、そして産学官の連携によるイノベーション創出と社会課題解決の推進である



(*3)e-Govとは^[4]

<https://www.e-gov.go.jp/>

行政機関が発信する政策・施策に関する情報、行政サービス、各種オンラインサービスなどに関する情報を対象に、情報ナビゲーションに資することを目的としてデジタル庁が整備、運営するWebサイトです。

<参照元>

[1]G空間情報センター「G空間情報センターとは」(参照 2025年4月)

[2]G空間情報センター「大規模データの取り扱いについて」(参照 2025年4月)

[3]国土交通省「国土交通データプラットフォーム(仮称)整備計画」(参照 2025年4月)

[4]e-Govポータル「このサイトについて」(参照 2025年4月)

②公開情報の確認

なにをする? → 公開するオープンデータサイトのマニュアル等を確認しながら、公開に必要な情報を揃えましょう。

■公開に必要な主な情報やファイル

公開にあたり、以下が必要になります。公開前に、事前に確認してください。

データのタイトル	
<input checked="" type="checkbox"/>	わかりやすいタイトルにする必要があります。 検索されやすいキーワードを入れる、正式名称を入れる、具体的な地域や期間を明記する、などの工夫をしましょう。
データの概要	
<input checked="" type="checkbox"/>	利用者に分かりやすい説明を心がける必要があります。 魅力あるデータであることを伝えるためには、用途なども含め、できるだけ詳しい情報を記載することをお勧めいたします。
データ仕様書	
<input checked="" type="checkbox"/>	メタデータ、データ項目定義書、コードリストが含まれている必要があります。また、複数データを取り扱っている場合、データ間の関係性を表すER図も必要です。まだ作成していない場合には、Step4を参照し、作成してください。
メタデータ	
<input checked="" type="checkbox"/>	データ仕様書内のメタデータに、公開するデータストレージ/データカタログで指定されている必須記入項目が含まれているか、改めて、データストレージ/データカタログサイトのマニュアル等を確認してください。 ※CC BY等のライセンス表記や商用利用、二次利用の可否を明記しましょう。
ファイル形式	
<input checked="" type="checkbox"/>	公開するデータのファイル形式が、データストレージの指定のファイル形式(zipファイル等)にする必要があります。 改めて、データストレージサイトのマニュアル等を確認してください。 また、1ファイルが大きすぎる場合には分割し、分割方法とファイル間の関係性をメタデータに記載しましょう。

③オープンデータサイトへの公開

なにをする? → マニュアル等に沿って、データセットを登録しましょう。

登録が完了したら...

FINISH!!

オープンデータ化完了です!!
大変おつかれさまでした!



G空間情報センターにおける必須記入項目

★印の項目は、Step4で検討したメタデータの内容を活用することができます！

	項目名	データ型	記入内容	記入例
★	タイトル	文字型	データを公開する際のタイトルをご記入ください。 ※キーワード検索の対象となりますので、検索させたい文字列を含むようにしてください。	VIRTUAL SHIZUOKA 静岡県CS立体図
	URL	文字型	システムに登録するときのURLで、*****部分に入る半角英数字を記入してください。 ※既に使用中のURLは使えませんので、システム管理者が変更することもあります	https://www.geospatial.jp/ckan/dataset/shizuoka-2023-csmap
★	説明	文字型	データの説明を記入します。サイト利用者に魅力あるデータであることを伝えるためには、用途なども含め、できるだけ詳しい情報を記載することをお勧めいたします。	「CS立体図」は、長野県林業総合センターが考案した図法により作製された微地形表現図です。 令和元年度から令和3年度にかけて、静岡県が実施した航空レーザ測量成果を基に、地上画素寸法50センチの解像度で作成しました。 CS立体図の位置精度は航空レーザ測量の技術的限界(誤差)に基づくため、地物の真位置を正確に示すものではありません。 CS立体図の作成にあたっては、国立研究開発法人森林総合研究所が公開している「ArcGIS用CS立体図自動作成ソフト」を使用しました。 https://www.geospatial.jp/ckan/dataset/csmmapmaker 作成協力・データ提供：株式会社東日 データは、CC BY 4.0/ODbL のデュアルライセンスです。
★	ライセンス	文字型	Web UIから入力する場合は、プルダウンから選択、APIから登録する場合は、ライセンスIDを指定します。 【例】CC by、政府標準利用規約、独自利用規約、..	クリエイティブ・コモンズ表示
	組織	文字型	G空間情報センターに登録された組織名を記入してください。 【例】静岡県	静岡県
	公開・非公開	文字型	プライベート(非公開)または、パブリック(公開)のいずれかを選択します。通常は、プライベートにしておき、公開時にプライベートに設定します。	プライベート
★	作成者	文字型	作成者名。通常は組織名や担当部署名を記入します。	静岡県 未来まちづくり室
★	作成者のメールアドレス	文字型	作成者のメールアドレス。通常は、提供者の連絡先メールアドレスを記入します。	mirai@pref.shizuoka.lg.jp
★	メンテナー(保守者)	文字型	保守者名。通常は組織名や担当部署名を記入します。	静岡県 未来まちづくり室
★	メンテナー(保守者)のメールアドレス	文字型	保守者のメールアドレス。通常は、御社の連絡先メールアドレスを記入します。	mirai@pref.shizuoka.lg.jp
	市区町村名(旧:地理的範囲)	文字型	閲覧者にわかりやすくデータの整備範囲を伝えるために、都道府県名や市区町村名を以下の形式で記入します。 全国の場合: 日本全国 ○○地方の場合: 北海道、東北、関東、中部、関西、四国、中国、九州 都道府県の場合: 例:北海道, 東京都, 埼玉県 市区町村の場合: 都道府県 市区町村 ※都道府県と市区小村の間は半角アンダーバー 例:埼玉県 川越市, 東京都 渋谷区, 静岡県 静岡市, 奈良県 上北山村	静岡県

データの定期的な調査と品質改善

デジタル庁の「データの品質確保に係る調査票」を参考に、継続的にデータの品質確保を行います。

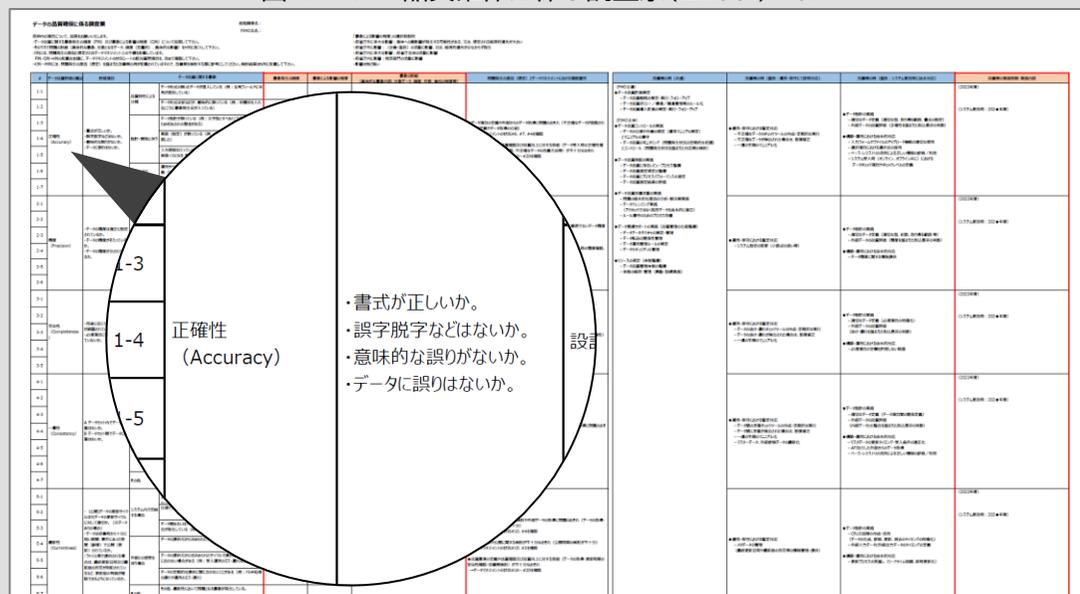
参照元[1]より引用

データの品質改善に関する取組は、データの特性や状況、取扱うシステムの特性によって、緊急性や対応難易度が異なるため、長期的かつ段階的な視点で対応が必要となるケースも考えられます。そのため、定期的な現状調査と実行ロードマップの策定・見直しは欠かせません。

調査票のダウンロードは[こちら](#)から

データ品質評価の観点[2]	
正確性	書式が正しいか 等
精度	データの精度は適正に設定されているか 等
完全性	用途に応じて必要な項目が網羅されているか 等
一貫性	データセット内でデータに矛盾はないか 等
最新性	(公開)データの更新サイクルは元データの更新サイクルに対して適切か 等
信憑性	データの出所が明示されているか 等
追跡可能性	外部データが明確になっているか 等
機密性	データにアクセスできるのは、アクセスを許可された者に限定されているか 等
可用性	必要な時にいつでもデータにアクセスできるようになっているか 等
回復性	データのバックアップが保存されているか 等
効率性	データの内容に重複などがないか 等
アクセシビリティ	ファイルで提供している場合、データの使用権を持つ全ての人が利用できるようになっているか 等
理解性	データ全体及びその各項目が意味するものを利用者が理解できるようになっているか 等
標準適合性	データの書式は標準に準拠しているか 等
移植性	標準的なフォーマットで出力できないソフトウェアに依存していないか 等

図:データの品質確保に係る調査票(Excel) イメージ



<参照元>

[1]デジタル庁「デジタル社会推進実践ガイドブック(運用編)」, 2022年3月31日, p.23 (参照 2025年4月)

[2]デジタル庁「データの品質確保に係る調査票 回答マニュアル」(参照 2025年4月)

オープンデータの望ましい公開環境と公開データの形式

参照元[1]より引用

オープンデータに関する基本的ルール

(中略)

(3) 公開環境

各府省庁は、ウェブサイトで容易に検索・利用できる形でデータを公開する。特に「各府省庁にしか提供できないデータ」、「様々な分野での基礎資料となり得る信頼性の高いデータ¹²」、または「リアルタイム性を有するデータ¹³」等の有用なデータについては社会的ニーズが高いと想定されるため、積極的な公開を図る。加えて、利用者の利便性やシステムの負荷及び効率性の観点から、一括ダウンロードを可能とする仕組みの導入や、API(アプリケーション・プログラミング・インターフェース)を通じた提供を推進する。

更に、オープンデータの検索性を高め利活用を促進するために、データの概要及び形式等の標準的なメタ情報¹⁴をクリエイティブ・コモンズで定められている「CC0 1.0 全世界」¹⁵として取り扱った上でデータカタログサイト等に登録し、公開する。地方公共団体においても、上記それぞれについて同様に対応することが望ましい。

(4) 公開データの形式等

各府省庁は、公開するデータについて、機械判読に適した¹⁶構造及びデータ形式で掲載することを原則とする。データの内容についても品質評価に係る指標等を参考に、より活用がしやすい形態での公開に努める。

なお、国民への情報公開の観点から、人が読むという従来からの利用形態に適したデータ形式での公開も継続する一方で、文字をテキスト検索や抽出ができるようにしたり、より機械可読な形式で公開したりすることが望ましい。

構造化しやすいデータ¹⁷については機械可読な形式¹⁸での公開が望ましい。その際、手作業によるデータ作成を前提とするのではなく、DX等に取り組む中でのBPR(ビジネスプロセス・リエンジニアリング)の一環として、スムーズにデータ出力できるような業務フローの見直しや機械化・自動化を併せて図ることが望ましい。また、構造化が困難なデータを含む全ての公開データは検索やAPI利用が容易になるよう、データカタログサイトを利用する等して、標準に準拠したメタ情報公開に向けた環境の整備に努める。

地方公共団体においても、上記それぞれについて同様に対応することが望ましい。

デジタル庁は、関係府省庁と連携し、データ構造やデータ形式の標準化を引き続き推進する。また、法人情報を含むデータについては、法人番号を付記する。

12 例えば、各府省庁が公表している統計データ等。

13 イベント情報、公共交通機関の混雑率、または災害・防災情報など、一定時間経過ごとに情報を更新する必要があるデータ。

14 公開するデータに関して、それがどのようなデータであるかを示す情報。例えば、タイトル、公表組織名、作成者(部局名)等のプロパティ情報やデータ検索のためのキーワード等。

15 「CC0 1.0 全世界」の定義等は「クリエイティブ・コモンズ・リーガル・コード」を参照。(https://creativecommons.org/publicdomain/zero/1.0/legalcode.ja)

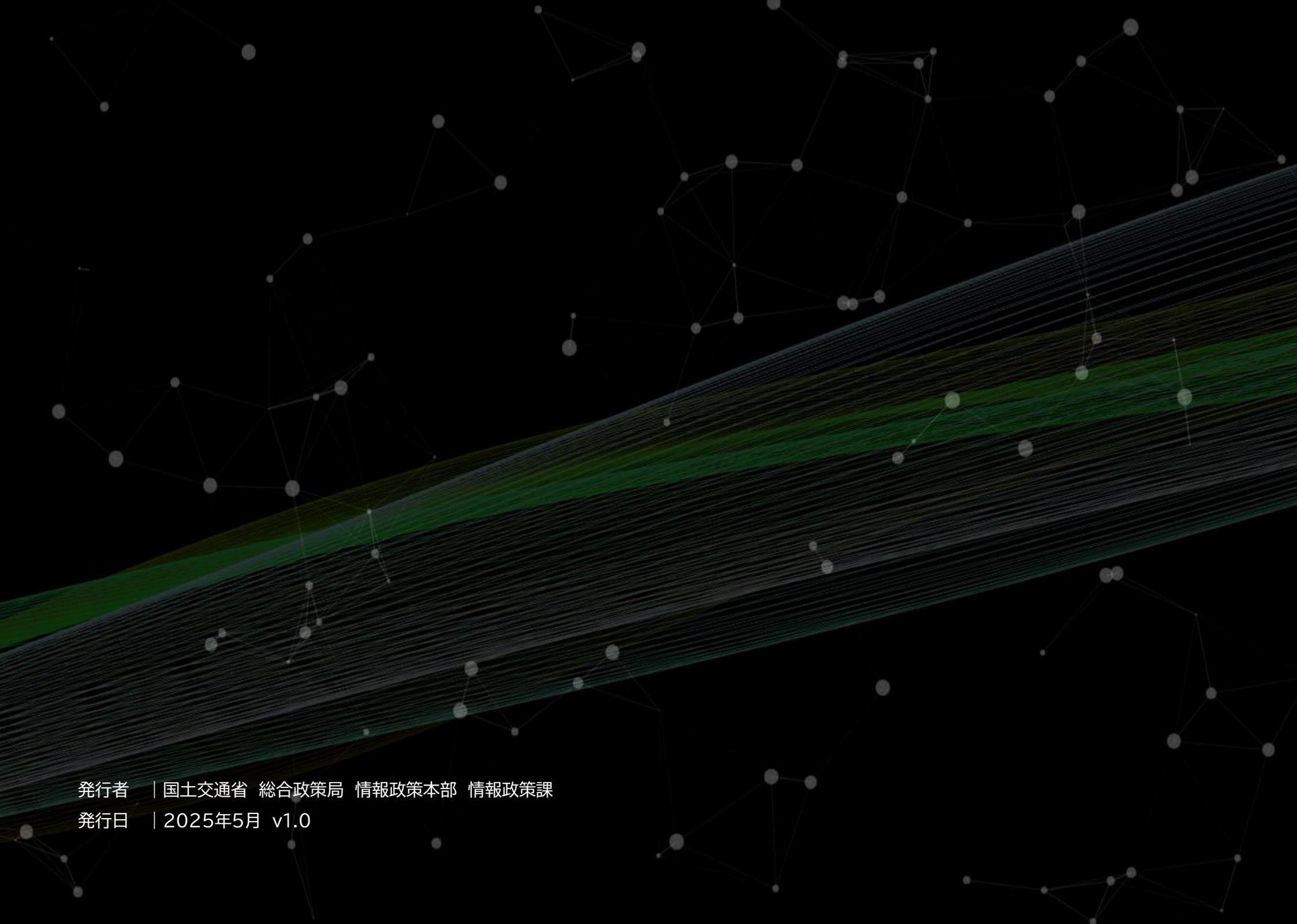
16 「機械判読に適した度合」には、人手をどれだけ要せずに、コンピュータがデータを再利用できるかにより、いくつかの段階がある。コンピュータが自動的にデータを再利用するためには、当該データの論理的な構造を識別(判読)でき、構造中の値(表の中に入っている数値、テキスト等)が処理できるようになっている必要がある。

17 統計情報等の行列や階層による表現が可能な情報。

18 機械が判読しやすいメタ情報付きのオープンで標準的な形式。例えば CSV、XML、JSON、RDF、Markdown 等。

参照元

[1] デジタル庁「オープンデータ基本指針」,令和6年7月5日改正, 3. オープンデータに関する基本的ルール (3)-(4) (参照 2025年4月)



発行者 | 国土交通省 総合政策局 情報政策本部 情報政策課

発行日 | 2025年5月 v1.0